

平成25年第1回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成25年3月4日（月曜日）

○議事日程

平成25年3月4日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 6号 平成24年度防府市一般会計補正予算（第8号）
（予算委員会委員長報告）
- 4 議案第 5号 防府市災害派遣手当に関する条例中改正について
議案第 7号 平成24年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
（以上総務委員会委員長報告）
議案第 3号 防府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議案第12号 平成24年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
（以上教育厚生委員会委員長報告）
議案第 8号 平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 9号 平成24年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第10号 平成24年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第11号 平成24年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第13号 平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 平成24年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第15号 平成24年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第16号 平成24年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
（以上環境経済委員会委員長報告）
- 5 市長施政方針演説
- 6 議案第17号 防府市ごみ処理基本計画について
- 7 議案第18号 防府市行政経営改革委員会条例の制定について
- 8 議案第19号 防府市子ども・子育て会議条例の制定について
- 9 議案第20号 防府市水産総合交流施設設置及び管理条例の制定について
- 10 議案第21号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正
について

- 11 議案第 2 2 号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について
- 12 議案第 2 3 号 市長等の給与に関する条例中改正について
- 13 議案第 2 4 号 職員の給与に関する条例等中改正について
- 14 議案第 2 5 号 防府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等中改正について
- 15 議案第 2 6 号 防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について
- 16 議案第 2 7 号 防府市手数料条例中改正について
- 17 議案第 2 8 号 防府市国民健康保険条例中改正について
- 18 議案第 2 9 号 防府市道路占用料徴収条例中改正について
- 19 議案第 3 0 号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 20 議案第 3 1 号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
- 21 議案第 3 2 号 防府市消防団員の定員及び任免等に関する条例中改正について
- 22 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度防府市一般会計予算
- 23 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度防府市競輪事業特別会計予算
- 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度防府市索道事業特別会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度防府市と場事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度防府市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度防府市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度防府市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 24 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度防府市水道事業会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度防府市工業用水道事業会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度防府市公共下水道事業会計予算

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	安 村 政 治 君
9 番	上 田 和 夫 君	10 番	田 中 敏 靖 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	重 川 恭 年 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	平 田 豊 民 君	22 番	中 林 堅 造 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	松 村 学 君
25 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君
総 務 課 長	末 吉 正 幸 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
健 康 福 祉 部 理 事	江 山 浩 子 君	産 業 振 興 部 長	吉 川 祐 司 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君	入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君
会 計 管 理 者	亀 重 正 勝 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君	消 防 長	永 田 眞 君
上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 2分 開議

○議長（行重 延昭君） 御起立願います。おはようございます。それでは、本日の会議に入ります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。18番、河杉議員、19番、三原議員、御兩名をお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第6号平成24年度防府市一般会計補正予算（第8号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第6号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。安藤予算委員長。

〔予算委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○15番（安藤 二郎君） おはようございます。さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第6号平成24年度防府市一般会計補正予算（第8号）に係る委員会審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、2月26日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、2月27日に総務分科会、教育厚生分科会及び環境経済分科会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、各分科会主査より、全体会で審査すべき事項はなかった旨の報告を受けておりますが、あわせて報告のありました主な質疑を申し上げます。

教育厚生分科会においては、「国の緊急経済対策による補正予算に対応し、小・中学校施設の耐震化事業について多額の追加補正がされ、繰越処理もされているが、当該事業の今後の見込みはどうか」との質疑に対し、「追加した事業は、平成25年度に予定していたもので、耐震補強については平成27年度までに、改築については平成30年度までに完了できることを目標としております」との答弁がございました。

また、環境経済分科会においては、「国の緊急経済対策による補正予算に対応し、小規

模な橋梁を対象とした健全度把握調査を行うということだが、点検に対してのマニュアルはあるのか。また、市内にはかなりの数の橋梁があるが、今後どのような計画でこれを進めていくのか」との質疑に対し、「点検については、県が作成したマニュアルに基づいて行うこととしております。現在、市内には725の橋梁がございますが、そのうちの240橋は、長寿命化修繕計画の中で既に調査済みです。残りの約480橋について、来年3月までに現状を把握する調査を行う予定です」との答弁がありました。

これに対し、「予防・保全型のインフラ整備が非常に大事だと言われている。今後、この点検をもとにした計画をしっかりとつくりたい」との要望がございました。

予算委員会におきましては、分科会の審査を受け、2月28日に全体会を開きましたが、議員間討議及び討論もなく、議案第6号については、全員異議なく、原案のとおり承認することに決しました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの予算委員長の報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第6号については、予算委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第 5号防府市災害派遣手当に関する条例中改正について

議案第 7号平成24年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

（以上総務委員会委員長報告）

議案第 3号防府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第12号平成24年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

（以上教育厚生委員会委員長報告）

議案第 8号平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 9号平成24年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第10号平成24年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号平成24年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 13 号平成 24 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 14 号平成 24 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 15 号平成 24 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 16 号平成 24 年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（以上環境経済委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第 3 号及び議案第 5 号並びに議案第 7 号から議案第 16 号までの 12 議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 5 号及び議案第 7 号について、委員長の報告を求めます。橋本総務副委員長。

〔総務副委員長 橋本龍太郎君 登壇〕

○5 番（橋本龍太郎君） さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました議案第 5 号及び議案第 7 号につきまして、2 月 27 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 5 号防府市災害派遣手当に関する条例中改正についての審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「災害派遣手当等の額について、現行は、総務大臣が定める災害派遣手当の額の基準によるとなっているが、今回の改正では、金額を定めている。これは、全国で同一の金額なのか」との質疑に対して、「全国で同一の金額でございます。また、今回の改正により、額が変更されるものではございません」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮り申し上げたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第 7 号平成 24 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育厚生委員会に付託されておりました議案第 3 号及び議案第 12 号について、委員長の報告を求めます。三原教育厚生委員長。

〔教育厚生委員長 三原 昭治君 登壇〕

○19 番（三原 昭治君） さきの本会議において、当教育厚生委員会に付託となりました議案第 3 号及び議案第 12 号につきまして、去る 2 月 27 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第3号防府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての質疑等の主なものを申し上げますと、「必要と認めるときに対策本部に部を置くことができるとしているが、具体的に部の位置づけはどのように考えているのか」との質疑に対し、「部としては、平成21年に世界的に新型インフルエンザが大流行した際に設置しました部次長クラスの幹事会及び関連部署の課長補佐クラスの専門部会を考慮しており、そこで具体的な対策を練り、感染防止に努めていきたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、当委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、平成24年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はなく、当委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、環境経済委員会に付託されておりました議案第8号から議案第11号及び議案第13号から議案第16号について、委員長の報告を求めます。今津環境経済委員長。

〔環境経済委員長 今津 誠一君 登壇〕

○20番（今津 誠一君） さきの本会議におきまして、環境経済委員会に付託となりました議案第8号から議案第11号及び議案第13号から議案第16号までの8議案につきまして、去る2月27日、委員会を開催し、審査いたしました。その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第8号平成24年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑等の主なものを申し上げますと、「特定健康診査・特定保健指導事業について、6,000万円の減額は、当初予算の約半分であるが、実情はどうなっているのか」との質疑に対し、「平成20年度に策定した特定健康診査等実施計画において、最終年度である今年度の目標値を65%と掲げ、必要額を予算計上しておりましたが、今現在の受診率が22.8%でございますので、減額補正させていただいたものでございます」との答弁がありました。

これに対し、「医療費が膨らむ一方で、特定健康診査や保健指導事業は非常に大事になってくる。今現在の受診率が目標値に比べて大変低い数字であり、今後の取り組みが必要である」との意見がありました。

次に、議案第9号平成24年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑等の主なものを申し上げますと、「索道事業については、存続させるべきか、廃止す

るべきかという議論がずっと続いているが、市のほうは現状のままで来ている。基本的なビジョンを考えるべきではないか」との質疑に対し、「平成25年度において、22年度から24年度までの3カ年の経営状況を踏まえた検証を行う予定であり、設備や駅舎等どの程度リニューアルできるか等、今後の方針についても早急に考えていきたい」との答弁がありました。

次に、議案第11号平成24年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑等の主なものを申し上げますと、「土地借上料の不用額が上げられているが、土地代が不用になれば、その分採算が改善されるが、駐車料金を安くする考えはないのか」との質疑に対し、「駐車料金につきましては、今後の経営状況や周辺駐車場の状況等も見ながら、今後検討してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

また、議案第10号平成24年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第13号平成24年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、議案第14号平成24年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第15号平成24年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）、また議案第16号平成24年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）については、特に御報告申し上げる質疑等はありませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、8議案とも全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、本委員会に付託されました8議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第3号及び議案第5号並びに議案第7号から議案第16号までの12議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号及び議案第5号並びに議案第7号から議案第16号までの12議案につきましては、原案のとおり可決されました。

市長施政方針演説

○議長（行重 延昭君） これより市長の施政方針演説を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 本日ここに、平成25年度予算案を初め、諸議案を御審議いただくに当たり、諸施策の概要について御説明申し上げます。

私は、平成10年6月に市長に就任し、本年6月には、4期16年目を迎えることになります。これまで、議員各位を初め、多くの市民の皆様、また関係機関や団体の皆様方の温かい御支援・御協力により、市政を推進できましたことに心から感謝申し上げます。

この間、一日一日が任期との思いと常に市民の皆様の目線に立ち、「市民が主役の市政」との思いを念頭に市政運営に当たり、各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、昨年12月には、国において政権交代が行われ、新政権におきましては、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の3分野を重点とした日本経済の再生に向けた諸施策が打ち出されているところでございます。また、年金、医療、介護、少子化対策などの社会保障制度につきましては、社会保障制度改革国民会議において、持続可能な制度の構築等を目指した改革が検討されているところでございます。

このように、我が国の政治、経済、社会が大きな変革期を迎えている中、私は、変化への対応を見誤ることなく、万全なかじ取りにより、この「美しい文化産業都市防府」を将来の世代に引き継いでいかねばならないと覚悟を新たにしているところであり、職員とともに一丸となって、本市の発展と市民生活の安全・安心のための諸施策を積極的に進め、あすに夢と希望の輝く「安全で美しいまちづくり」を推進してまいりたいと存じております。

平成25年度の予算につきましては、政権交代による国の予算や地方財政の不透明な状況、また景気低迷や地価の下落等により市税収入の好転が期待できないなど、今後の厳しい財政状況を踏まえ、真に必要な施策への予算の重点配分と事業の効率化を図り、限られた予算で最大の効果を生むための予算編成を行ってまいりました。

編成に当たりましては、「参画と協働の推進」と「聖域なき行財政改革の断行」のもと、最重要施策である「環境・観光・教育・防災・ローカルマニフェスト」に加え、より一層の安全・安心な市民生活の確保や次世代を育成するための子育て支援を充実する諸施策に配慮したところでございます。

この結果、平成25年度の当初予算規模は、一般会計につきましては、前年度予算比3.2%増の401億2,800万円といたし、特別会計につきましては、企業会計も含めた

総額で、前年度予算比1.7%増の445億2,300万円余りの予算規模といたしております。

以下、平成25年度の重点施策につきまして、市政運営上の最上位の計画でございます「第四次防府市総合計画」のまちづくりの大綱に沿って、順次その主なものについて御説明申し上げます。

大綱の第1は、「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり」についてであります。

まず、環境保全対策につきましては、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向け、「防府市環境基本計画」に基づいた取り組みと環境意識の向上に努めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、二酸化炭素排出量の削減の取り組みとして、防府市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を継続し、同システムの普及の拡大を図るとともに、「緑のカーテン」の設置や「環境家計簿」の利用など各家庭が取り組みやすい運動を引き続き推進してまいります。

次に、廃棄物の処理につきましては、現在稼働しております焼却施設や破碎処理施設、最終処分場の適正な維持管理に努めるとともに、平成26年度からの実施を予定しております新たな分別収集体制に円滑に移行できるよう各地区における説明会の開催や新しいマニュアルの作成・配布を行い、市民の皆様や関係者への周知・啓発を図ってまいります。

また、循環型社会の形成を推進する施設として、PFI方式により整備を進めております新たな廃棄物処理施設につきましては、平成26年4月の供用開始に向け、引き続き可燃ごみ処理施設とリサイクル施設の建設工事を進めてまいります。

次に、消防力の充実強化につきましては、最新の消防用ポンプを搭載し、消火性能等がより一層強化された災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を配備いたします。また、消防団車両につきましては、西浦分団の消防ポンプ自動車を更新いたします。

火災の予防につきましては、防火に関する出前講座、防火診断などの啓発活動により、住宅用火災警報器の未設置世帯に対しまして設置を強く働きかけるとともに、既に設置されている世帯に対しましては、適切な維持管理方法について広報活動を行ってまいります。

次に、救急体制につきましては、消防署や消防署出張所から遠隔地にあるコンビニエンスストアにAEDを設置し、救命率の向上を図るとともに、計画的な救急救命士の養成を進め、救急業務の充実強化を図ってまいります。

次に、防災対策につきましては、平成21年7月の豪雨災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを推進するため、引き続き「市民防災の日」における講演会の開催や本年8月30日から9月5日までの防災週間に合わせた防災訓練の実施により、防災意識の高

揚を図るとともに、コミュニティFMでの防災情報番組の放送による防災知識の普及を図ってまいります。

防災体制の強化につきましては、新たに消防本部へ同報系防災行政無線の予備親局を設置するとともに、緊急告知防災ラジオの配布を引き続き推進し、情報伝達体制の拡充と災害時における情報伝達手段の強化を図ってまいります。

また、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震の被害想定をもとにした地域防災計画の見直しに着手するとともに、災害発生のおそれがあるときに自主避難場所となる公民館のうち、安全・安心のための整備が必要な施設につきましては、建て替えなどの検討を行ってまいります。

さらに、津波浸水想定をもとにした津波ハザードマップや土砂災害特別警戒区域の指定に伴う土砂災害ハザードマップの改訂版を作成・配布し、市民の皆様の防災意識を高め、被害の軽減を図ってまいります。

地域防災力の強化につきましては、自主防災組織の結成と育成活動の支援の一環として、引き続き小・中学校での防災教育とPTAや地域への防災講演会を官学協働で開催し、組織率の向上と組織の機能強化を図るとともに、地域の自主防災活動の中核となる十分な知識と技能を有する人材を育成するため、新たに特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士養成講座」を開催してまいります。

次に、海岸の保全につきましては、高潮による家屋浸水被害の発生を防止するため、海岸保全施設の適正な維持管理に努めてまいります。

河川の保全につきましては、災害防止対策事業として市内各地に建設された砂防堰堤の下流域の水路整備を引き続き行うとともに、準用河川や普通河川水路について必要な整備や維持管理を行ってまいります。

また、水辺の空間の整備として、新たに国の「かわまちづくり支援制度」を活用し、佐波川総合堰から下流域の佐波川河川敷周辺の整備を行ってまいります。本年度は、支援制度の申請に必要な「かわまちづくり整備計画」を関係団体や市民の皆様とともに策定してまいります。

次に、山地の保全につきましては、豪雨災害による崩壊地等の復旧や新たな災害の発生を防止するため、小規模治山事業等を実施してまいります。

低地の保全につきましては、勝間地区や防府駅前中央排水区の排水路等の整備を引き続き行うとともに、雨水排水機場等の適正な維持管理に努めてまいります。また、浸水対策の検討を進め、雨水計画の見直しを行ってまいります。

次に、交通安全対策につきましては、交通安全運動や幼児、高齢者を対象とした実践・

体験型の交通教室等を通して、交通安全意識の一層の高揚を図ってまいります。

また、道路の交通安全対策事業につきましては、引き続き防護柵、道路反射鏡の設置や外側線、注意喚起路面標示などの整備を推進いたします。

次に、防犯対策につきましては、民間や警察、行政を含めた防府地区防犯対策協議会等と連携を密にし、犯罪の抑止に取り組んでまいります。

また、自治会が設置・管理する防犯灯につきましては、地球温暖化防止にも有効なLED防犯灯の設置や取りかえ等に係る経費の助成を引き続き行い、本年度末の設置率100%を目指して、設置を促進してまいります。

大綱の第2は、「健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり」についてであります。

まず、健康づくりの推進につきましては、母子保健推進員や食生活改善推進員などの関係機関や団体と連携して、地区組織の育成、支援を行ってまいります。

また、妊婦や乳幼児の健康診査や市内の産科医等を確保するための支援などを引き続き実施し、子どもを安心して産むことができる環境の整備を図ってまいります。

次に、疾病予防の推進につきましては、がん検診の自己負担額を一部引き下げるとともに、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を交付し、各種検診受診率の向上に努めてまいります。

感染症の予防につきましては、一定の年齢の乳幼児がヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を、また一定の年齢の女性が子宮頸がん予防ワクチンの接種を無料で受けられるよう引き続き公費負担を行ってまいります。

また、新型インフルエンザ等の新感染症対策につきましては、感染症に関する有識者や関係機関の協力を得ながら、市民の皆様への情報提供や蔓延の防止を目的とした「防府市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定してまいります。

県から移譲される養育医療給付事業につきましては、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の入院医療費の公費負担を行ってまいります。

次に、地域福祉の充実につきましては、誰もがその人らしく安心して生活を送ることができる地域社会を目指し、「防府市地域福祉計画」・「防府市地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉を進める環境、体制づくりの促進に努めるとともに、市民、地域、行政が連携した福祉サービスの適正な利用の促進に努めてまいります。

次に、戦没者への追悼行事につきましては、戦争の犠牲となられた方々に市を挙げて追悼の意をささげ、平和への決意を新たにすることを目的として、本年度から市主催の戦没者追悼式を実施してまいります。また、これまで戦没者への追悼に御貢献いただいております。

まず防府市連合遺族会に対しましては、引き続き必要な支援を行ってまいります。

次に、子育て支援の充実につきましては、子ども一人ひとりが生き生きと健やかに育つことができるよう家庭の養育機能の強化に向けた相談や支援の充実、保育サービスの充実などについて、「防府市次世代育成支援行動計画後期計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

また、子ども・子育て関連三法の成立に伴い、平成27年度から始まる新しい子ども・子育て支援制度に向けて、本年度は「（仮称）防府市子ども・子育て会議」の設置や子ども・子育て支援事業計画の策定の準備などに取り組んでまいります。

子育て支援サービスの充実につきましては、昨年8月に県内の市で初めての取り組みとして、小学校就学前の児童全員の医療費を無料化いたしました。本年度も引き続き実施することにより、子育て家庭の医療費の負担を軽減し、乳幼児の保健の向上に努めてまいります。

また、乳幼児を持つ親とその子どもが自由に集い、親子が交流し、情報交換できる子育てサロンをルルサス防府ほか周辺地域10カ所で開催し、子育ての不安解消や情報提供などを行ってまいります。

外出中に授乳やおむつがえを安心してできる「赤ちゃんの駅」につきましては、リーフレットなどを作成し、保護者を初め、多くの方に「赤ちゃんの駅」を周知するとともに、民間の商業施設や観光施設にも設置についての協力を依頼し、子育てに優しいまちづくりを推進してまいります。

次に、保育サービスの充実につきましては、子どもを持つ親の就労形態の変化等による保育ニーズの多様化に対応するため、留守家庭児童学級と保育所の休日保育の時間延長を実施いたします。

また、留守家庭児童学級におきましては、新たに市民税非課税世帯の保育料を免除するとともに、同一世帯で2人以上が入級した場合には、所得制限を設けることなく、2人目以降の保育料を半額とし、保護者の負担軽減を図ってまいります。

次に、要保護児童等への対策の推進につきましては、子どもを守る地域ネットワークとして、「防府市要保護児童対策地域協議会」を核とする関係機関や団体との連携をさらに強化し、要保護児童に関する相談・支援体制の充実を図るとともに、子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対し、こども家庭支援員を派遣し、子育てを支援してまいります。

また、ひとり親家庭の福祉の向上のため、相談指導体制の整備や経済的支援に努めてまいります。

次に、高齢者福祉対策につきましては、「第6次高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢

者が安心して住みなれた地域で、自分らしく充実した生活を送ることができる、思いやりと支え合いの地域社会を目指し、介護サービスの充実、介護予防・地域ケアの推進、生涯現役社会づくりの推進などの各種施策を実施してまいります。

介護サービスの充実につきましては、在宅生活が困難となった高齢者のための地域密着型特別養護老人ホームなど、ニーズに即した介護サービスの提供体制を整備してまいります。

介護予防・地域ケアの推進につきましては、高齢者一人ひとりの実情に応じた医療や介護サービスなどが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、介護予防対象者の把握に努め、高齢者に筋力向上トレーニングなどの介護予防事業への参加を促すなど、生涯にわたり元気に生活できるよう健康寿命の向上に努めてまいります。

次に、障害者福祉対策につきましては、「第3期防府市障害福祉計画」に基づき、障害者みずからが必要なサービスを選択し、自立した生活を確立していけるよう相談支援体制を強化するため、相談支援の委託先事業所を増設するとともに、「防府市地域自立支援協議会」を核として、入所や入院から住みなれた地域での生活に移行することや一般就労を希望される障害者への支援を行ってまいります。また、難聴者のための補聴装置として磁気ループを障害福祉課や高齢福祉課の窓口を設置し、窓口サービスの向上に努めてまいります。

県から移譲される障害児育成医療に係る事業につきましては、身体に障害のある18歳未満の児童が、その障害を除去、軽減するために受ける手術などの治療に係る医療費の公費負担を行ってまいります。また、軽度・中等度難聴児の聞こえの確保と言語の発達を支援するため、引き続き補聴器購入費用等の助成を行ってまいります。

次に、社会保障の最後のセーフティネットである生活保護につきましては、就労可能な被保護者の早期の自立を図るため、新たに就労支援員を配置し、関係機関との連携を強化することで、よりきめ細かい就労支援を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、被保険者の高齢化や医療の高度化などによる医療費の増加、経済の長期低迷による低所得者層の増加に伴う保険料収入の伸び悩み等により、国保財政は大変厳しい状況となっておりますが、基金の取り崩しにより、本年度の保険料率は、引き続き据え置きとしております。

また、保健事業につきましては、早期発見・早期治療により生活習慣病等の重篤化を防止するため、「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に取り組むとともに、人間ドックの利用の助成を引き続き行ってまいります。特に、特定保健指導につきましては、本年度から自己負担を無料化し、特定保健指導の実

施率のより一層の向上に努めてまいります。

また、ジェネリック医薬品に変更した場合に軽減できる自己負担額の差額の通知を送付することなどにより、引き続き医療費の適正化に努めてまいります。

大綱の第3は、「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」についてであります。

まず、学校教育につきましては、児童・生徒の「生きる力」を育むため、学校の教育力の向上と、家庭・地域との連携の一層の強化により、「教育のまち日本一」を目指した諸施策を積極的に展開してまいります。本年度は、全小・中学校において、各学期に1回の土曜授業を実施するとともに、昨年度から全小・中学校へ導入いたしましたコミュニティ・スクール制度の積極的な活用を図り、地域とともにある学校づくりを一層推進してまいります。

また、児童・生徒の各学年における学力定着状況を把握し、授業改善に生かすため、小学校3年生以上の全学年で標準学力検査を実施いたします。

さらに、児童・生徒への生活支援を行う学校支援員や読書活動を充実させるための学校図書館司書を増員するとともに、学力向上へ向けて、教員みずからが作成した「防府市学力評価テスト」を全小学校において実施し、「学校教育の質の向上」を図ってまいります。

また、不登校の状況にある児童・生徒への支援やスクールソーシャルワーカーの派遣などにより、「一人ひとりがきらめく教育」をさらに推進するとともに、就学に係る保護者への支援や学校保健事業による児童・生徒の健康管理、安全・安心な学校給食の提供などを通じて、市民の皆様から信頼される学校づくりに努めてまいります。

さらに、近年のさまざまな教育課題に的確に対応できるよう本市の目指すべき教育の姿や今後取り組むべき施策について定める「（仮称）防府市教育振興基本計画」を策定いたします。

次に、学校施設の耐震化につきましては、「防府市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、新たに4校8棟の補強計画・実施設計を実施するとともに、老朽化の進んでいる校舎の改築につきましては、右田小学校と桑山中学校の校舎の改築工事や西浦小学校の耐力度調査と改築基本設計・実施設計を進めてまいります。なお、学校の改築に当たりましては、畳のある部屋などを整備し、豊かな情操の育成を図ってまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、「第2次防府市生涯学習推進計画」に基づき、誰もが、いつでも、どこでも、生涯にわたり主体的に学べ、習得した知識や技能を地域づくりに生かすことができるよう生涯学習の機会の充実や学習を支援する人材の育成に努めてまいります。

次に、図書館につきましては、「まちなか図書館」として多くの市民の皆様にご利用いただけるよう資料の充実と整備を引き続き図るとともに、移動図書館車「わっしょい文庫」の運行により、きめ細かな市内全域にわたる図書館サービスの向上を図ってまいります。

また、市立図書館と学校図書館とのネットワーク構築による資料の共有化と有効活用を図るため、本年度は、市内の全小学校に学校図書館管理システムを導入し、学校図書館の効果的かつ効率的な管理、運営に取り組んでまいります。

次に、人権学習の推進につきましては、「防府市人権学習推進市民会議」を中心として、講演会や市民セミナーを開催し、市民ぐるみの人権学習の推進に努めるとともに、人権学習推進委員の研修の充実と各地域、団体、職場における自主的な学習機会の拡大を図り、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくり」に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成につきましては、家庭の役割の重要性を認識し、家族のきずなを深めるための取り組みである「家庭の日」運動を積極的に推進するなど、「防府市青少年育成市民会議」をはじめ、関係機関や団体と連携して家庭教育機能の強化を図るとともに、学習支援、部活動指導、見回り活動などを行う学校支援ボランティアの活動を支援することで、学校への地域住民の参画を促進し、地域の教育力の向上を目指してまいります。

放課後子ども教室推進事業につきましては、昨年度に引き続き実施する佐波、牟礼、華城、松崎、中関、玉祖、大道の7地区に加え、新たに1地区の開講を進めてまいります。

次に、スポーツ活動の推進につきましては、市民の皆様がそれぞれの目的、体力、年齢に応じたスポーツに親しんでいただけるよう各種スポーツイベントの開催や健康づくりメニューの提供を行ってまいります。

また、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称)防府市スポーツ推進計画」を策定いたします。

さらに、平成23年に開催いたしました山口国体・山口大会によって得られた人材や施設等を引き続き活用し、両大会で開催した競技が「我がまちスポーツ」として地域に根づくようジュニア選手の育成などの取り組みを進めてまいります。

防府読売マラソン大会につきましては、「する」のみならず、「観る」、「支える」スポーツの一大イベントとして、よりハイレベルで魅力的な大会となるよう関係機関や団体と協力して運営してまいります。

スポーツ施設につきましては、「財団法人防府スポーツセンター」の解散に伴い、本市に寄附される野球場と南北運動広場の適切な管理運営を行うとともに、新たなプールの建

設工事に着手し、平成26年7月のオープンを目指してまいります。

次に、文化・芸術の振興につきましては、「防府市文化協会」をはじめ、各種の文化芸術団体との連携を図りながら、魅力ある市民文化・芸術活動を推進してまいります。

また、「公益財団法人防府市文化振興財団」の設立15周年を記念して、防府市公会堂や防府市地域交流センター「アスピラート」、防府市青少年科学館「ソラール」において実施されるさまざまな記念行事を支援してまいります。

日本を代表する自由律俳句の俳人である「種田山頭火」を顕彰し、その業績を全国に発信していくと同時に、全国の山頭火ファンの思いを受信する「山頭火ふるさと館」の整備につきましては、近隣に大きなにぎわいを見せている観光交流・回遊拠点施設まちの駅「うめてらす」の盛況ぶりに満足することなく、より一層の地域の活性化、観光交流人口の増大につなげていくためにも、一日も早く開館できるよう事業を進めてまいります。

次に、国際交流の推進につきましては、本年度、アメリカ合衆国ミシガン州モンロー市との姉妹都市提携締結20周年を迎えることから、5月にモンロー市長をはじめとする市民訪問団を招聘し、本市において記念事業を開催いたします。また、同市との高校生交流事業の一層の充実を図り、国際性豊かな人材の育成に努めるとともに、「防府市国際交流団体連絡協議会」や各種国際交流団体の活動を積極的に支援し、多文化が共生できるまちづくりを推進してまいります。

次に、文化財の保護・継承につきましては、周防国府跡などの発掘調査や未指定文化財の調査を継続的に行い、文化財の修理、保存、管理を適切に行ってまいります。

国指定史跡萩往還宮市本陣兄部家につきましては、昨年敷地全体が史跡の追加指定を受けたところでありまして、本年度は、今後の史跡整備を進めていく上での基本構想の策定に取り組んでまいります。

また、市指定有形文化財の阿弥陀寺仁王門につきましては、経年劣化による老朽化の著しいカヤぶき屋根の修理に対しまして、費用の一部の助成を行ってまいります。

国指定史跡萩往還三田尻御茶屋英雲荘につきましては、本年度は屋外防災設備を整備するとともに、防府市文化財保護活用基金を活用し、三条実美の書などの複製品を制作し、展示してまいります。

また、防府市文化財郷土資料館におきましては、本年秋から企画展「(仮題)防府市の焼きもの」の開催などを行ってまいります。

大綱の第4は、「産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり」についてであります。

まず、農業の振興につきましては、農地の利用集積を進め、経営規模の拡大や農地の効

率的な利用を促進し、農業経営基盤の強化に努めるとともに、農業振興地域の整備を計画的に推進するため、「防府市農業振興地域整備計画」の改訂を行ってまいります。

また、集落営農法人等が安定的に園芸作物の生産を確保するとともに、農業経営の発展や改善を進めるために行う農業用機械の整備に要する費用の一部を助成してまいります。

後継者対策といたしましては、今後の地域農業の中核となる集落営農組織の法人化への支援や認定農業者の増加を図るとともに、新規就農者の定着に向けた支援や農地と経営体を結びつける「地域農業マスタープラン」の策定に引き続き取り組んでまいります。

次に、林業の振興につきましては、効率的な森林経営のための施業の集約化を促進するとともに、森林作業の軽減と森林資源の保護育成を図るための作業路の整備や間伐材の搬出を推進し、地元木材の有効利用を図ってまいります。

次に、水産業の整備につきましては、漁業後継者の確保と育成を図るため、引き続き新規就業者をニューフィッシャー確保育成推進事業により支援するとともに、経営を開始した就業者に対しましても、新規就業者経営自立化支援事業により支援を行ってまいります。また、つくり育てる漁業を推進するため、中間育成による放流を行う栽培漁業の促進を図り、水産資源の増殖に努めてまいります。

水産基盤の整備につきましては、老朽化した漁港施設の長寿命化を図るため、本年度は牟礼漁港の機能保全計画の策定と中浦漁港施設の機能保全工事を実施してまいります。

水産総合交流施設「潮彩市場防府」につきましては、新しいテナントの誘致やソフト事業の展開を行い、本市の水産物の魅力を発信するとともに、都市と漁村との交流などを促進することにより、水産業の振興のみならず観光振興等にもつなげ、地域の活性化を図ってまいります。

次に、企業誘致につきましては、新たな企業立地や既存企業の施設の増設や移設につながるよう各種奨励制度の周知を図るとともに、引き続き積極的に企業訪問を実施してまいります。また、企業の進出が可能な未利用地について情報収集を行い、企業からの進出要望に対応するとともに、日本たばこ産業株式会社防府工場跡地への企業立地を支援してまいります。

次に、地場産業をはじめとする市内中小企業の育成を図るため、「財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センター」を中心とした地場製品の展示、人材の育成、情報の収集・発信を行うとともに、新商品等への開発費助成を初めとする売れるものづくり支援事業等の諸施策を実施してまいります。

また、引き続き住宅リフォーム助成事業を商工会議所と連携して実施し、市内のリフォーム関連企業や商業・各種サービス産業等の活性化を図ってまいります。

さらに、本市の全域を対象とした新たな助成制度といたしまして、成長性と独創性を持って起業する方に対し、事業所開設等に要する経費の一部を助成する「起業家支援補助制度」を創設いたします。

次に、新たな産業の育成につきましては、地域のすぐれた商品を防府ブランド商品としてつくり上げていくため、関係団体と連携し、地域の総合力で「防府幸せますブランド」の創出を図ってまいります。

商業・サービス産業の振興につきましては、経営基盤の安定を図るため、引き続き商工会議所や金融機関等と連携し、防府市中小企業振興資金融資制度等により支援してまいります。

次に、商店街や中心市街地の活性化につきましては、「まちづくり防府」や商店街、関係団体と連携した街なかイベントの開催などにより、集客力や回遊性の向上に取り組むとともに、引き続き空き店舗対策を実施してまいります。また、新たな事業所の設置を促進し、雇用の創出等を図るため、賃料や改装費の一部を助成してまいります。

次に、観光振興につきましては、「防府市観光振興基本計画」に基づき、防府市観光協会などの関係団体と連携し、県内外に向けた情報提供やフェイスブックなどの新たな情報ツールを活用した情報発信を積極的に行い、観光客の誘客を推進してまいります。

また、近隣市と連携した観光宣伝や旅行商品の開発などを進めるとともに、ご当地観光キャラクターの制作を行い、観光宣伝力の一層の強化に取り組んでまいります。

さらに、オープンから3年目を迎える防府市まちの駅「うめてらす」を中心として組織化した「防府市観光ネットワーク」との連携を一層強化し、観光ホスピタリティを充実させることなどにより、観光客の市内回遊性の向上と滞在時間の増加を図ってまいります。

平成23年秋から運行しております「定期観光バス」につきましては、おおむね1カ月単位で周遊コースを変更するとともに、食事のついたコースを加えるなど、内容をリニューアルして実施してまいります。

次に、国指定重要有形民俗文化財である製塩用具を保管しております海洋民俗資料収蔵庫につきましては、老朽化が著しいため、これら文化財を展示・収蔵するための新たな施設整備について、基本計画を策定してまいります。

索道事業につきましては、引き続き設備等の徹底した安全管理を行うとともに、昨年度から山口短期大学と協働実施しております「家庭の日親子ふれあい観光イベント」の内容を拡充するなど、利用者の増加と経営の改善に努めてまいります。

次に、労働環境の向上につきましては、雇用の安定と促進を図るため、雇用・就業に係る情報の提供に努めるとともに、引き続き緊急雇用創出事業等を活用して就業機会の拡大

を図ってまいります。

大綱の第5は、「都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり」についてであります。

まず、地域情報化の推進につきましては、現在、汎用機による集中型電算システムから業務分散型のサーバシステムへの再構築を進めており、本年度から2カ年で、税・保険料のシステムと収納システム等のサーバ化に取り組むとともに、引き続き民間事業者が管理するデータセンターに行政情報システム機器を設置し、データの安全性を確保するなど、情報化社会に対応した市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ってまいります。

また、市民の皆様への情報発信につきましては、引き続きホームページやメール配信等の情報通信システムを活用し、さまざまな行政情報の提供に努めるとともに、個人情報保護等セキュリティ対策に万全を期してまいります。

次に、街路事業につきましては、県事業でございます都市計画道路環状1号線と戎町迫戸線の整備事業の早期完成に向けて、引き続き関係機関に強く要望してまいります。

また、富海地区の渋滞解消のための国道2号の4車線化工事につきましては、一層の事業進捗を図るため、引き続き関係機関に強く要望するとともに、関連事業として、富海中学校付近の水路改修に係る測量調査設計を実施いたします。

都市計画道路につきましては、「都市計画道路方針」の策定に向け、長期未着手路線の必要性の検証・評価を行うための交通量調査などを実施いたします。

次に、道路新設・改良事業の推進につきましては、地方特定道路整備事業の天神前植松線の早期の供用開始を目指すとともに、社会資本整備総合交付金事業として勝間鐘紡自歩道線の整備とあんしん歩行エリア整備事業として戎町今宿線の歩道整備を推進してまいります。

また、橋梁の維持管理につきましては、昨年度策定いたしました「長寿命化修繕計画」に基づき、修繕対策を計画的に進めてまいります。

さらに、港湾関係につきましては、三田尻中関港港湾計画に基づき、災害時の拠点港に向けた耐震強化岸壁の構築など、港湾施設の整備が早期に図られるよう引き続き関係機関に強く要望してまいります。

次に、公共交通につきましては、路線バスの運行補助を引き続き行い、市民の皆様身近な移動手段としての路線の維持、確保を図るとともに、地域の実情に即した新たな交通サービスの導入を図るため、「(仮称)防府市地域公共交通会議」を設置し、関係機関との協議を行ってまいります。

さらに、離島航路につきましては、昨年11月に就航いたしました定期船「レインボー

あかね」の安定的な運航に努めるとともに、定期的に安全運航訓練を実施するなど、安全管理体制のより一層の強化に取り組んでまいります。

次に、上下水道事業につきましては、引き続き窓口一元化による市民サービスの向上を図るとともに、組織の根本的な組み替えなどを行うための準備に取り組むなど、より一層の行政改革と経営の健全化に努めてまいります。

水道事業につきましては、「防府市水道ビジョン」に沿って、信頼性の高い水道を次世代に継承していくための施策の柱となる「安心・快適な給水の確保」、「運営基盤の強化とお客サービス向上」、「災害対策の充実」、「環境対策の強化」などを進めてまいります。

また、未給水地区の解消や老朽化した配水管の更新を引き続き実施するとともに、新たに給水タンク車1台を配備して応急給水体制の充実を図ってまいります。

工業用水道事業につきましては、施設の維持管理に万全を期し、安定給水に努めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、衛生的で快適な生活環境を確保するため、中関、西浦、右田、牟礼、富海方面への管渠の布設を実施するとともに、浄化センターの設備の改築や老朽化した施設の長寿命化計画の実施設計に着手してまいります。

次に、市営住宅の整備につきましては、「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅の予防保全的な維持管理や耐久性の向上等を行う個別改善を行うとともに、三田尻本町団地の建て替えを本年度から2カ年の継続事業として実施してまいります。

また、「財団法人防府市住宅協会」の解散に伴い本市に寄附される住宅3棟72戸につきましては、新たに防府市有住宅として適正な維持管理を行うとともに、住宅施策の今後のあり方につきましては、国とも協議を行ってまいります。

地震に対する建築物の安全性の向上を図るための住宅・建築物の耐震化の促進につきましては、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修費の助成を引き続き実施してまいります。

次に、景観の保全・形成につきましては、「防府市景観計画」と「防府市景観条例」の周知に取り組むとともに、防府市都市景観賞の実施などにより、市民の皆様のより一層の景観意識の高揚を図りながら、親しまれた自然やまち並み、建造物等の保全と活用を促進してまいります。また、新たに本市の歴史や文化を伝える建物や市民の皆様に親しまれている建物などすぐれた価値を有する建物を選定し、全国へ紹介する取り組みについて、検討を行ってまいります。

「歴史を活かしたまちづくり」につきましては、第1期計画において「宮市・国衙地区」がまちづくり情報交流大賞、いわゆる「まち交大賞」の「創意工夫大賞」を昨年受賞

したところでございます、本年度からは第2期計画として、「宮市・三田尻地区」の歴史的なまち並みや景観に配慮した道路設計や電線類の地中化工事のための詳細設計を実施してまいります。

次に、公園の整備につきましては、誰もが安全で快適に利用できる公園となるよう向島運動公園内のテニスコートの観覧席に熱中症対策のための日よけを設置するとともに、大道児童遊園と警固町公園に子どもたちが楽しめる複合遊具の設置やトイレの改修を行ってまいります。

次に、緑化の推進につきましては、市民の緑化意識の高揚を図るため、花壇・緑化ポスターコンクールや記念植樹などを引き続き実施するとともに、市民の皆様が親しまれております緑花祭を本年4月20日、21日の両日に防府駅周辺で開催いたします。

大綱の第6は、「自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり」についてであります。

まず、豊かな人権感覚の育成につきましては、関係機関や団体との連携を図り、啓発活動を進めるとともに、各種研修会や講習会への市民参加を促進してまいります。

次に、男女共同参画の推進につきましては、昨年度策定いたしました「第4次防府市男女共同参画推進計画防府ハーモニープラン21」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け啓発活動を行うとともに、配偶者などからの暴力の防止と被害者の保護のため、警察など関係機関等と連携を図り、被害者の自立支援に努めてまいります。

さらに、犯罪被害者等の支援につきましては、本年4月施行の「防府市犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関や団体と連携して犯罪被害者等の相談や支援に取り組むとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ってまいります。

新たな地域コミュニティ組織の構築につきましては、「新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針」に基づき、本年度は地域への交付金のあり方や各地域の模範となるモデル地域の選定等について、地域説明会を開催してまいります。

次に、市民の皆様の市政への参画と行政との協働につきましては、本年4月施行の「防府市参画及び協働の推進に関する条例」についての周知を図るため、出前講座や市民フォーラム等を開催するとともに、この条例に基づく「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」を設置し、協働を実施する手法の一つである「協働事業提案制度」の制度化に向けた検討協議を行ってまいります。

次に、広報・広聴機能の充実につきましては、引き続き市広報を通してわかりやすい情報の提供を行うとともに、市内で活躍されている方や団体、また本市に元気を与える活動などを紹介する記事を新たに掲載し、市民に身近な紙面づくりに取り組んでまいります。

さらに、ケーブルテレビ、コミュニティFM等のさまざまなメディアを有効に活用し、積極的な広報活動に努めてまいります。

また、市政に対する御意見・御要望に迅速に対応するとともに、引き続き市民の皆様の御意見・御提言をいただく場を設け、市政に反映させてまいります。

学公連携推進事業につきましては、山口県立大学との学公包括連携協定に基づき、引き続き連携事業を展開するとともに、他の研究機関とも個別に連携協力の体制を築いてまいります。

次に、行政改革への取り組みにつきましては、これまでも行財政全般に聖域を設けることなく、将来にわたり自立できる防府市としていくため、行政改革に取り組んでまいりましたが、本年度はこれまでの取り組みを発展的に継承し、新たに「行政経営改革」としてスタートいたします。本市の実情にあった「政策」、「施策」、「事業」などを戦略的に導き出す「行政経営型」の行政運営を目指してまいります。

簡素で効率のよい行政経営につきましては、市民の皆様からの幅広い行政需要に応えるため、また権限移譲による新たな業務に的確に対応できるよう組織改編を実施し、行政運営体制を強化してまいります。そのため、本年4月から行政改革・経営品質向上推進室を行政経営室と改称し、行政経営改革を推進するための組織強化を図るとともに、社会福祉法人の認可等に関する業務が県から移譲されることに伴い、健康福祉部内に福祉指導監査室を新設いたします。

また、多様化する市民ニーズに少数精鋭で的確に対応できる人材の育成を目指し、引き続き経営品質向上推進活動や民間派遣研修、国、県への派遣研修などの取り組みにより、職員の一層の意識改革に努めてまいります。さらに、震災から丸2年を迎えようとしている東日本大震災の被災地への職員の派遣につきましては、現地の御要望に少しでも沿えるよう、本年度はこれまでの1人の派遣に加え、技術職員1人を増員いたします。今後も被災地の一日も早い復旧・復興を願い、できる限りの支援を行ってまいります。

次に、高度経済成長期に建設いたしました多数の公共施設につきましては、老朽化による更新時期を迎えており、行政経営改革の中で、これらの公共施設のあり方を検討するため、将来的な更新コスト等を整理・分析した「(仮称)防府市公共施設白書」を作成いたします。これらの公共施設の中でも、特に市庁舎につきましては、施設の老朽化が進み、完全なバリアフリーの実現が困難な状況となっているとともに、耐震性も著しく低いため、災害時における防災拠点機能と行政機能の維持が重要な課題となっております。これらの課題を解決し、市民の皆様への安全・安心の確保と利便性の向上を図るため、本年度は庁内プロジェクトを設置し、庁舎改築に向けた基本方針の検討に着手してまいります。

次に、競輪事業につきましては、本年10月の開設64周年記念競輪や西日本カップを含めたF1競輪の開催に当たり、場外発売場の確保に努め、車券発売金収入の増加を図るとともに、開催経費の削減により収益増を目指してまいります。

さらに、駅前サービスセンターにおきましては、本年4月から実施を予定しておりますナイター競輪の場外発売により、場外発売貸付料収入の増収を図るとともに、発売窓口の機械化や投票業務の外部委託により経費の削減を目指してまいります。

以上、「第四次防府市総合計画」のまちづくりの大綱に沿って、平成25年度予算に基づく事業の概要について御説明申し上げました。冒頭でも申し上げましたように、現在、我が国は、長引く景気の低迷や急激な少子高齢化といった問題、社会保障制度の改革など大きな変革期を迎えております。

本市におきましては、この1年、大きな災害もなく、比較的穏やかであったように思われますが、これまで市民福祉、文化振興、経済活性化などの各方面で、市の発展を支えていただいた多くの方々をお見送りした1年でもございました。これまでの御尽力に改めて感謝を申し上げますとともに、残された私たちには、これらの方々の御努力に報いるためにも、本市の未来に大輪の花を咲かせられるよう力を合わせて頑張っていく責任がございます。

また、市議会におかれましては、昨年11月に市議会議員一般選挙が行われ、議員の約3分の1に当たる8人の新人の方々が市民の皆様の高い期待を担って当選をされております。私は、政治に携わる者は、まず民意に対して謙虚でなければならないと考えております。皆様それぞれお考えはお持ちであると存じますが、初心を忘れず、常に市民の皆様の目線に立った御判断をされるよう願うとともに、これから切磋琢磨して、市政発展、市民福祉の向上のため、ともに働いてまいる所存でございます。

私は、本年5月に全国市長会中国支部の支部長に就任するとともに、新たに設立される「(仮称)中国ブロック市長会」におきましても、会長の重責を担うことになりました。中国地方54市のみならず、全国800余の市の市長と手を携え、市民の皆様に最も近い基礎自治体として、地方行政の実態を踏まえた声をしっかりと国に届けてまいらねばならないと存じます。

最後に、今後とも参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進し、「第四次防府市総合計画」に掲げる「人・まち元気誇り高き文化産業都市防府」を築くため、市民の皆様と議員各位の御理解・御協力を賜りながら、全職員とともに、一層の緊張感とスピード感を持って、積極果敢に取り組むこととお誓い申し上げ、平成25年度の施政方針といたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの施政方針演説に対する質問につきましては、一般質問に含めてお願いをいたします。

したがいまして、この質問の要旨につきましては、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いをいたします。

議案第17号防府市ごみ処理基本計画について

○議長（行重 延昭君） 議案第17号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第17号防府市ごみ処理基本計画について御説明申し上げます。

防府市ごみ処理基本計画につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき、ごみ処理の基本的事項を定めるもので、現在の計画は、平成18年11月に策定しております。

ごみ処理に関しましては、これまでの利便性や豊かさのみを追求する大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会への構造転換が求められる中で、市町村における生活に密着した循環システムの構築が非常に重要なものとなっております。

このような中、現在、整備を進めております新廃棄物処理施設の稼働を契機とし、本市にふさわしい循環型社会を構築していくため、現在の計画を見直し、平成25年度から平成33年度までを計画期間とする計画に改定しようとするものでございます。

この計画は、「スリーアールの実践による未来につなぐ循環型社会の構築」を基本目標に掲げまして、ごみ排出量などの数値目標を示し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進やごみの適正処理を推進するための基本的な施策、取り組み内容等を明らかにするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） このごみ処理基本計画は、議決事件という形でありますので、全員協議会でこういった資料について事前に協議をするという形で、執行部と協議の中でよりよい計画になってきたというふうに思っております。特に、44ページの計画の推進の項については、他の計画と同じような形で新たに書き加えられたということで、評価をいたします。

ただ、その過程の中で私が申し上げたことで、ごみのリサイクルというような形になろうと思うんですが、家庭系の食油、こういったもののリサイクル、これについて、いわゆるバイオディーゼル燃料というような形で再利用するというようなことが全国的には随分進められて、ステーションで廃食油といいますか、そういったものを集めるというような自治体も全国的にはかなり見られます。

県内では、前の議会で同僚議員が質問しておりますけれども、宇部市がこういった点では進んでおって、例えば宇部市のごみ処理基本計画、これは防府市よりも2年ぐらい前にできたごみ処理基本計画ですが、それでは、例えば家庭系廃食油について、スーパーマーケット等々の店頭回収によるリサイクルシステムを構築し、廃食油から精製されたバイオディーゼル燃料（BDF）を公用車等に使用するというようなことが宇部市のごみ処理基本計画には盛り込まれております。

こういった点について、議会で質問もされて、今後の取り組みを求めると、それについて市の回答は、前向きな回答ではなかったかというふうに私は認識しております。そうであれば、もう少しそういったことをすぐやるということでもなくとも、検討というような文言でもいいので、そういうことを盛り込むべきではないかと思いますが、この点について執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） バイオディーゼルの関係について、計画書の中に盛り込むべきではないかという御質問でございましたが、このバイオ燃料につきましては、前回の議会でも御答弁しておりますけれども、性能というか、新しい車に使うと、メーカー側としても、その車の能力維持等は保証できないといういろいろ難しい問題がございました。御答弁申し上げましたように、古い公用車等についてバイオディーゼルに燃料として使っていくということを検討していくというふうにお答えしておいたと思います。これにつきまして、今、検討中ではございますが、しばらくお待ちいただきたいと思います。公用車の古い型で、試験的に試してみても、今後どういうふうにしていくか、展開していきたいというふうにご検討しておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 検討中であれば、その検討ということはこの計画の中に入れてどうかというようなことが再質の趣旨なので、その点について再度御答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 確かに検討ということも必要かもしれませんが、先ほ

ど申しあげましたように、路上を走るには非常にリスクもあるということで、他市の状況を見ますと、それをやめておる団体もございます。そういったことを含めて、慎重に対応していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号については、環境経済委員会に付託と決しました。

議案第18号防府市行政経営改革委員会条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第18号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第18号防府市行政経営改革委員会条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、第4次防府市行政改革が今年度末で終了することに伴い、次期行政改革について審議するため、防府市行政経営改革委員会を設置しようとするものでございます。

次期行政改革につきましては、「将来にわたり持続的に発展していく、本市の将来都市像を実現するための基盤整備をする」ことを理念とし、これまでの「行政管理」型の行政運営から、市民等のニーズを勘案しながらも、限られた行政資源の中で、本市の実情に合った政策・施策・事業等を戦略的に導き出す「行政経営」型の行政運営への転換を目指すことを目的とするものとして準備しているところでございますが、この次期行政改革について、有識者の方々に行政経営という観点から調査、審議していただくための組織として防府市行政経営改革委員会を設置するため、条例を制定しようとするものでございます。

また、本条例の制定に伴いまして、既存の「防府市行政改革委員会条例」の廃止及び防府市行政経営改革委員会委員の報酬の額を定めるための「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部改正を行おうとするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 次期行革の——すみません、これ所管委員会でございますが、ちょっと市長に御意見を求めたいので、ちょっと質問させていただきたいと思います。今までの行革委員と今回の経営行革委員の違いといいますか、今度そういう守備範囲が具体的にどういうふうに広がったのか、例えば今7条に「専門の事項を調査させ」ということが書いてあります。これはある意味、この委員会に調査権を持たせて、今、先ほど市長から御説明ありましたが、市民のニーズを把握していくためにもこういった機能も権限も持たせていくというようなことになるのか、具体的なちょっと今までの行革委員会との違いについて、ちょっとまず御説明いただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私にとということでございますので申し上げますが、足りないところは担当の部長から答弁いたさせたいと思います。今日までの行政改革は、それなりの大きな成果を上げてくることができたわけでございますが、次世代に責任の持てる行政体質というものを模索していく中で、私は常に変革をしていかねばならないと思っております。

また、その時期に今般来たと、こういうことで施政方針の中でも述べているわけでございますので、そういう形の中で行政改革委員という人たちも幅広く求めていく必要が当然出てくると、こういう意味合いも込めての行政経営改革委員会ということに相なったと御理解をいただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、条例の構成についてのちょっとお尋ねがございましたので、私のほうから答弁させていただきます。これまでの行政改革委員会条例、これと大幅な内容の変更はございません。

ですから、先ほどちょっと7条の関係で御質問ございました専門的に調査する部会等につきましても、行政改革委員会条例の中にもございましたので、同じような形であろうというふうに御理解いただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 今、なぜこのようなことを聞いたかといいますと、今まで第4回まで行政改革を推進してきました。急速にやってきて、その効果額も今、市長さんが申し上げた大きな成果ということでございます。それについては、私も評価はいたしております。

しかし、急がば回れと言いますし、実は今までの行政改革について検証というものがなされておられません。議会からも、先日の全協で、私も発言させていただきましたけども、

P D C A サイクル、つまり行革の事業の成果についてきちっとチェックをして、そして間違っているのなら正していくと、そしてまたアクションしていくと、こういうことだと申うんです。

中には、例えば我々議会からも出ておりますけども、この行革の中で職員の数が急速に減って、実は業務がきちっと対応できてない部署もあるということも指摘をしております。職員の数も少しちょっと急いで減らし過ぎたのではないかとか、あとは、例えば急速に行行政改革でいろんな事業の整理をしてきて、弱者といたしますか、市民が実はいろいろな不利益をこうむってるかもしれない。今度、経営という言葉が入っております。まず、なりわいの主体は、まず顧客である市民であります。市民の満足度が最大になるということが、この防府市行政経営改革委員会の本来の趣旨であると思っておりますので、そういった意味で、市長さんにもう一回お尋ねしたいんですが、この委員会で、ぜひ今までの行革の検証をしていただいて、また新しくスタートを切って、いろんなまた事業の整理、統合などをしていただきたいというのが私の質問の趣旨でございます。どうか御答弁よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 行政改革につきましては、それぞれ市民の百人百様の御意見があろうと思っております。全面的に評価をされる方もあれば、評価はそうしないよと言われる向きもあって当然であろうと、このように思っております。責任ある行政を担わさせていただく者として、そのことについての最終的な判断は、常に私はチェックを受けているわけでありますので、そこに委ねる以外には方法はないと思っておりますけども、行政改革を経営の視点からやっていこうということに伴って行政経営の委員さん方を入れていきたいと、こういうことでございますので、そういう趣旨に沿って、そしてその委員会の中では検証を行うのが目的の委員会ではございません。行政経営を速やかに、より市民の目線に立った行政経営ができるようにやっていくことを図る、それもいろいろな団体、あるいは公募の方々なども含めて、幅広く御意見を伺いながら行政経営を進めていこうという委員会でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） この前、全員協議会でも御答弁の中にそういうことも考えていくというようなこともあったわけですが、じゃこの検証については庁内でやっていくということになるのでしょうか、じゃ行政改革委員会のほうでやらないと、こういうことになるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 第4次行政改革につきましては、この前、庁内でしっかり検証した中で、行革委員の方に御報告もさせていただきましたし、また議会のほうにも若干の御報告をさせていただきました。こういった行政改革に伴う政策につきましては、しっかりと政策評価といいますか、そういったものを行政でやって、そしてそれに基づいて市民ニーズの高い、あるいは市民満足度が高まるような政策をしていくことに尽きるんだろうと思います。よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 前日の全協での報告では、検証をしたようなものについては余り報告されなかったとっております。それについて、ほかの委員からも検証することをしてくれということがあったわけですから、今後そういうことをもう少しきちっとそういう検証をしていただいて、また再度御報告していただきたいと思います。また、行政改革の今度は計画ということになりますと、議決案件でもあります。ぜひそういったところも、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 先ほど総務部長の答弁の中で、基本的にこれまでの行革委員会と同じようなことを言われましたけれども、私はそれではだめだと思うんです。この目的の第1条のところに、「市民の視点に立った」という言葉があります。

それから、市長の先ほどの施政方針演説の中でも、市民目線という言葉がたくさんありました。そういうことでいくと、第3条の委員会構成、これは公募の手続により決定した者は20人の中のわずか4人であります。私は、公募の手続により決定した者はむしろ半数ぐらいないといけないんじゃないかと、こう考えております。

第2号にあります各種団体の推薦を受けた者、これはもちろん市民でありますけれども、これは各団体のいわゆる利害関係者です。一般的な市民ではなくて、これはいろんな団体の利害関係者がこういう形で出てまいるわけです。そういうことでいけば、この公募の手続による決定した者が4人というのは明らかにこれは少ない、こういう形でいけば、行政が各団体、利害関係者と調整とりながら、行政の立場で物事をどんどん進めてしまう。市民の目線に立った、そういった行政経営改革ということはできないとっております。この辺についてどういうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 委員の構成についてのお尋ねですが、今、各種団体の推薦、これが市民ではないというふうに、利害関係者というような御発言でございますが、私も、この経営改革委員会条例でもってそれぞれの各種団体の皆様方を非常勤の特別職と

して委嘱するわけです。その委嘱された皆様は、確かに各種団体からの代表ではございませんけれども、そういった市民の幅広い団体の中で活動されてきた、いわゆる識者でございます。そういった市民感覚を持って発言していただくということになりますので、私は立派な市民の代表の御意見だというふうに考えております。ですから、今2号、3号の公募の委員と含めまして、市民意見としてお聞かせをいただけるものと考えております。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 最近市民の意見をどういうふうに行政が集約するかと、お聞きするかということで、さまざまな手法が検討されております。その中の一つ、最近有名になってきたものが、ドイツ語ですからわかりにくいですが、プラーヌクスツェレというふうな形で言われております。いわゆる無作為抽出で市民の方に声をかけて、それに対して応募してもらった形の人たちに議論していただくという形で、全国的にいろんな自治体が入り入れておいて、特に関東のほうの青年会議所（JC）の方々がこれを積極的に宣伝をされたり、パンフレットをつくったりされておるわけですが、そういう本を見ますと、要するにいわゆる市民団体ではなくて、各種団体という人たちは利害関係者、ステークホルダーというふうに書いてあります。

もちろん、それぞれの専門的な立場で物も言われるわけですが、それぞれ自分の出身母体の団体があるわけですから、そこに不利益にならないようにチェックするという意味のそういうステークホルダーという言葉が使われます。そういう方がこの形であると、主力になるわけです。それでは市民目線に立ったんじゃなくて、各種団体目線に立ったということにどうしてもなっていくわけですから、それを防ごうと思えば、そういうしがらみのない公募の委員を増やすしか私は方法がないと思うんですが、そういう意味で公募の委員を増やすべきだというふうに思いますが、再度御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 確かに多くの市民の意見を聞く方法といたしましては、個別に御案内を出して、不特定多数の人に御案内を出して集まっていただくという方法もあると思っております。

しかしながら、私どもは、今、各種団体の方々をお願いするのは、先ほど申しましたように、広くそれぞれの団体の中で活動される形の中で、防府市の発展のために御尽力をいただいている方でございますので、こういった方を委嘱することによって、防府市の発展に対してしっかりと御意見をいただける、このように考えております。

また、この方々は、先ほど申しましたように、非常勤の特別職でございます。こういった形の中で、しっかりと御自分の発言には責任もお持ちになるだろうと、このように考え

ておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 各種団体の推薦を受けた者を私はゼロにしろと言ってるわけではないんです。だから、そういう方が推薦を受けられてもいいんですが、各種団体の推薦を受けられてる方は、各種団体として市から補助金をもらったり、あるいはさまざまな施策を進める上でしがらみもあるわけです。

だから、そういう方が12人で、そういうしがらみのない公募、全てしがらみが本当はないのかどうかわかりませんが、いろいろそういうものを持ちながら公募で出てこられる方もあるかもしれませんが、少なくともそういった各種団体の人が12人であって、公募の方が4人というのは、これは明らかに市民の目線に立った、あるいは市民の視点に立ったということから外れてくるのではないかと、少なくとも各種団体が12人であれば、公募の方も12人、それが多いのであれば、例えば10人、10人にするとか、全部合わせると16人ですから、8人、8人にするとか、そういうことは考えられないのかというふうに申し上げておるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議論を承ってしまして、田中議員のお立場の御発言は理解できないことはないんですけども、現実に行行政をつつがなく執行している責任者として各種団体、まだまだ入っていただきたい団体、それは利害関係があるとか一概に言えないボランティアの団体もまだまだほかにたくさんあるんでございます。そのたくさんある中で、公募の方々を1人でも入れたいからという思いの中で4名枠公募を入れたわけでありまして、どうかそこら辺は我々責任を持って行政を運営していく上において、各種団体で活動をしておられる方々の御意見を取り入れさせていただくということは、これ当然中の当然のことでありまして、委員の数等々から考えていった場合に運営と経営の責任のある御発言をしっかりといただける、そういうまたエネルギーを今日まで培ってこられた長いノウハウを持っている組織、団体に御参画をいただくべきであると考えておりまして、いわゆるどなた様がそこに入ってこられるかわからない公募という形を拡大をしていきますと、真に責任ある行政経営というものができなくなるやもしれないということも私は私なりに感じているところでございます。

したがいまして、究極を申し上げるならば、全ての責任は市長である私が負うことに相なるわけございまして、私が責任ある行政経営をしていく上においては、このぐらいのところはバランスというものを考えて妥当であろうと私は考えておりますので、田中議員さんの私見も私見として私の頭の中に入れさせていただきたいと思っておりますので、私の意見

も頭の中に入れといていただきたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 市長が私見を申し上げられましたので、一言だけ私も私見を言って、御答弁要りませんので、終わりたいと思いますが、なぜこういうことを言うかという、ややもすると、これまでの行政改革委員会が市民の意見を聞くと言いながら、ある意味では執行部が描いたシナリオどおりのものを隠れみのにして、審議会というものを隠れみのにして、それで答申を出しているのではないかと、こういうふうに思われることがこの間に出されたさまざまな議案で、行革審だとか、そういうものを出されたということの中で出てきておるからであります。

したがって、そういう行政改革審議会、ほかの審議会も似たところがあるわけですが、審議会を変えていくためには、私は公募の委員さんを入れて、そこの風通しをよくする、これしか方法がない、こういう形で意見を申し上げておると、このことだけ申し上げて終わります。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号については、総務委員会に付託と決しました。

ここで昼食のため、13時まで休憩といたします。

午後 0時 休憩

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、午後の議案上程に移ります。休憩を閉じます。

議案第19号防府市子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第19号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第19号防府市子ども・子育て会議条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正が行われることに伴い、本市における子ども・子育て支援について調査審議するため、防府市子ども・子育て会議を設置しようとするものでございます。

防府市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項、子ども・子育て支援事業計画に関する事項及び、子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項等について調査審議するための機関であり、あわせて、児童福祉法による児童の福祉に関する事項等を調査審議するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号については教育厚生委員会に付託と決しました。

議案第20号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第20号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第20号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成24年6月の市議会定例会で御承認をいただき、水産振興拠点施設として取得いたしました、防府市水産総合交流施設の適正な管理と運用を図るため、条例を制定するものでございます。

この施設は、水産業の振興及び都市と漁村との交流の促進を図り、地域の活性化に資するため設置するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号については環境経済委員会に付託と決しました。

議案第21号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第21号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第21号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、防府市立小・中学校の各校に設置しております学校運営協議会の委員の報酬の額を定めようとするものでございます。

学校運営協議会につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地域に信頼される学校づくりを実現するため、学校ごとに、学校校区内の地域住民の方、児童・生徒の保護者の方、学校長や教職員などで組織することとされており、教育委員会規則で定めることで設置できることとされております。

学校運営協議会は、近年の学校教育環境の変化を踏まえ、山口県におかれましても積極的にその設置が進められているところであり、本市におきましても、学校と地域との連携強化を図るため、本年度から、防府市立小・中学校の全校において、学校運営協議会を設置したところでございます。

これに当たりまして、委員となられる皆様は、その身分が特別職の地方公務員となりますことから、その報酬の額を定めようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと

と思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号については教育厚生委員会に付託と決しました。

議案第22号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第22号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第22号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について、御説明申し上げます。

本案は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」による、障害者自立支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、障害者自立支援法の題名が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることなどから、所要の改正をし、及び条文の整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

議案第23号市長等の給与に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第23号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第23号市長等の給与に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本市では、平成13年度から継続して取り組んでまいりました行政改革を発展的に継承し、新たに行政経営改革としてスタートさせますが、その行政経営改革を先頭に立って推進する職にある者として、市長及び副市長の給料を今年度に引き続き、減額しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

議案第24号職員の給与に関する条例等中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第24号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第24号職員の給与に関する条例等中改正について、御説明申し上げます。

本案は、平成19年度の職員の給与構造改革の実施に伴い、減額前の給料を保障するために当該年度から設けております経過措置額につきまして、平成25年度は、その額に

2分の1を乗じて得た額または1万円のいずれか少ない額を減額して支給し、平成26年4月に廃止しようとするものでございます。

また、今年度導入いたしました給与システムの円滑な運用を図るため、所要の改正をあわせて行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今、提案の説明がありましたけれども、提案理由のところ、給与構造改革における経過措置額を段階的に廃止するというようなことが書いてあるわけですが、この給与構造改革というのは、平成18年に12月議会だったと思いますが、そのときに出されて、給与のカーブを上がってくる分を寝かせるというような形で、それに対して経過措置をします。それを段階的に廃止するということなわけですが、平成18年の12月議会というと、今3期目の議員以上の方でないとわからないわけで、特に改正によって3分の1変わったというふうに、きょう市長が施政方針演説でも言われましたが、ちょっと若干もう少し経緯を説明いただかないと審議しにくいので、その辺について御説明を願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 給与構造改革についてのところから御説明をするということでございますが、平成18年度に給与構造改革、国を含めてあったわけでございます。そうした中でこれは、今までの給与構造を、要は職務職階制、いわゆる今現在防府市の職員給料表が8級までございますけれども、それぞれ、例えば8級が部長であるとか、7級が部次長であるとかそういった職務職階制の給料表に置きかえたものでございます、これが給与構造改革です。

この構造改革に伴いまして、若干給料減額といたしますか、当人がもらう給料月額が当然下がったわけでございます。そうした形の中で、経過措置として、現給保障。いわゆる高いほうといたしますか、そういったものをもらっている現給保障については引き続き経過措置として保障されることとなりました。

そうした形の中で、自分の本来ある給料に追いつくまでは、その高い給料といたしますか、その部分をもらっていくわけなんです、このたび平成23年度の人事院勧告で、そのときはすぐ廃止という、23年度、24年度で廃止の方向で調整して欲しいという人事院勧告が出ました。

しかしながら、国におきましては御存じのように、給料を7.8%削減という形の中で、人事院勧告をその中に含めた形でなされてきたわけでございますが、この平成23年度の

人勸を、このたび国ほうからは是正するという事で、26年度末までに国のほうも廃止すると、といった形で防府におきましても、24年度から段階的に2年間かけて、26年度までにはこれを、いわゆる正しい給料に当てはめていくと。

ですから、今、現給保障でいただいている、少し高い部分。これについては、1年目は1万円を限度に削減しましょうと。2年度末につきましては、全てを今の現行給料表、いわゆるその職務職階制の給料表に当てはめた給料にしましょうというような中身でございます。

そういったことで御理解をお願いできたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 前の給料を基本的に保障するというのがあったわけですが、それで19年の4月からそれがいつまでか、5年間ほど定期昇給があったわけでしょうけれども、5年間ほどですね。そういう形の中である程度は近づいていったわけでしょうけれども、それでいくと、防府市の場合、大体これは平均でどれぐらいの、1万円を限度にということであれば、1万円という形でどれぐらいの人がそれにひっかかるのか。あるいは最終的にはどれぐらい下がるような形になるのか。その辺についての数字がわかれば教えたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、田中議員がおっしゃったように、定期昇給で若干近づいていて、正規のその給料表月額に到達する職員もたくさんいるわけでございます。また、昇格等でそういった正しい給料月額になる職員もおります。

そうした中で今現在、この現給保障対象者、部次長以下で約188名という人数の者がおります。そうしたことで、この188名が25年度の対応で約2,300万円ぐらいの、いわゆるその影響額といいますか、が出てまいる予定でございます。それと最終的には、経過措置を全廃した場合には約6,700万円ぐらいの影響額があると、このように試算しているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） これは、若い人は余り影響がなくて、カーブが寝るという形で、若い人は影響がなくて、当時の資料だと係長で5.8%下がると。課長で7%ぐらい下がると。部長ではちょっと2%ぐらいのダウンというふうになっておりますが、ただ係長それから課長補佐が6.8%、係長で5.8%という形で出とりますが、そういう形になるとこれは、労働組合との関係は一応合意をしたということで理解してよろしいわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 職員組合との協議といたしますか、妥結といたしますか、協議を整えた上での提案でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） ただいま議題になっております議案第24号には賛成しがたい旨を討論したいと思います。

今の質疑にもありましたが、今回の改正は、国が平成18年度から給与構造改革と称しまして、平均7%の給料表の水準を引き下げたということに習って、市も19年度から給与水準を引き下げた、給与表の水準を引き下げたわけです。今御答弁にもありましたように、この給与表の改定となるものは、やはり格差が、職員間で地位が上がる人と上がらない人との間に相当の格差が出てくる、こういういわゆる職務職能給ということだと思いません。

今も御説明ありましたように、これが実施されれば、この平成25年度で2,300万円というんですが、1万円以下の引き下げが対象者に対してある。それから、次の来年度では、さらにそれを上回る月額報酬の引き下げが、188名、約200名の職員の方々には適用されるということになるわけでありまして。

これによって、職員のかかなりの数の方々、相当の大幅な収入減になるわけでありまして。考えてみますと、今、日本の働く人の所得、雇用者報酬というのは、この14年間に88%まで、1997年を基準とした場合に88%まで落ち込んでおります。欧米諸国では同じ時期に逆に、この雇用者、働く人の報酬は1.3倍から1.9倍伸びてるんです。日本だけがこういうふうには落ち込んで、異常な状況です。

またこれとあわせて、日本の国内総生産GDP、これも1997年以降14年間に90%まで落ち込んでいる。これも先進資本主義国では異例な事態ということでありまして。こういう中で今のデフレ不況というのが起こってるわけでありまして、働く人の所得が減り続けたことがデフレ不況の原因であること。また、労働法制の規制緩和によって、非正規雇用がどんどん拡大された。このことが所得低下の大きな要因であること。したがって

働く人の所得を増やすことが日本経済の好循環を取り戻す鍵であること。こういうことは今、政治的な立場、私だけが言ってるわけじゃなくて、政治的な立場を異にする人、経済学の違いも超えて、今、共通の認識になっております。

ですから、今、市が、この市役所というのは市内でも5番目ぐらいに入る大きな形態であります。そこで働く人たちの数も多い。ですから、この市の職員の給料がこのように大幅に引き下がるということは、市内の他の分野にも大きなマイナス影響を与えることは明らかであります。ですから、今回の条例改正は、結果的にいわば市が率先して市の経済を一層冷え込ませる、それをリードすることに結果としてなるわけであります。

もともと私どもは、この給与表の改正と申しますか、まあ私にいわせれば改悪ですけども、これにも反対でありますし、それに基づいた今回の経過措置の廃止というのは認めがたい。市の経済一層冷え込ませる大きな要因になるということで、認めがたいということをお願いしておきたいと思っております。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんね。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので起立による採決といたします。

議案第24号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

議案第25号防府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第25号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第25号防府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等中改正について、御説明申し上げます。

本案は、国家公務員職員手当法等の改正により、国家公務員の退職手当について退職手当の額に乗ずる調整率が引き下げられたことに伴い、本市職員の退職手当についてもこれに準じて、退職手当の基本額に乗じる調整率を、現在の100分の104から100分の87に段階的に引き下げようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） これもやっぱり国のやり方に準じて市が改正されるようであり
ます。山口県もこの改正をするというのが、この議会にかかっているようであり
ます。ここで、県は第1段階で退職金を約140万円減らす。第2段階では約280万円減らす。
第3段階、最終段階で約400万円減らす。こういう方針を出しているようであり
ます。そこで伺いますが、市も大体このような段取りで職員の退職金を減らす計画
なのかどうか、お答えを願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今回提案しております内容につきましては、山口県と同等
でございます。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。質疑ですか。23番、田中
健次議員。

○23番（田中 健次君） この件について先ほどちょっとお尋ねしたように、労使の合
意というのはできておるのでしょうか。その辺についてお答え願いたいと思いま
す。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 労使合意の上で提案させていただいております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付
託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。6番、
木村議員。

○6番（木村 一彦君） 先ほどの議案第24号と同じく、これ大変な退職金の減額にな
ります。該当職員の人生設計も狂わせかねないような大幅な減額であります。したがいま
して、労使は妥結しているようではあります。私ども議会の立場としては、市民の立場
としては、これを認めることはできない。先ほどと同じようにやっぱり市の経済を冷え込
ませると、大きく冷え込ませるといふ働きをするわけでありますから、これには認めるこ
とはできない旨、討論しておきたいと思います。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので起立による採決とします。

議案第25号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。起立多数につき、議案第25号については、原案のとおり可決をされました。

議案第26号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第26号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第26号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、市長、副市長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び教育長の退職手当の額を改定しようとするものでございます。

市長及び副市長の退職手当につきましては、2月6日に特別職報酬等審議会から受けました答申を尊重し、支給額の水準を平成24年6月以前の状態に戻すこととする一方、昨年6月市議会における議会の議決を受けとめ、退職手当の算出の根拠となります支給率を、報酬等審議会の答申からさらに5ポイントずつ引き下げ、市長については100分の40、副市長については100分の30とした上、市長の現在の任期に係る退職手当の額については、現行の額を据え置くこととしたものでございます。

また、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び教育長の退職手当につきましては、報酬等審議会の答申の趣旨に準じ、支給額の水準を平成24年6月以前の状態に戻した上、県内他市との均衡も考慮し、支給額をそれぞれ引き下げようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。24番、松村議員。

○24番（松村 学君） これも所管委員会でございますけども、市長さんにお尋ねをしたいので、ちょっと質問させていただきます。といいますか、お願いになるかもしれません。

前段では今、可決されましたが、市の職員の退職金を、調整率を下げるということで、退職金が減額になると。市の職員さんの退職金は減額になると。一方、この議案第26号

においては、市長・副市長・常勤監査委員・上下水道管理者・教育長の、いわゆる市のトップたる者の人たちは、従前の法外な退職金に、少し下がったということでございますけれども、こういう条例改正案。全く今のこの条例の出し方においても、つじつまが合わないといえますか、なぜこのようなことをなさるのか。

また、報酬審でどのような議論があったのか。議会としてぜひ知りたいと思うんです。知らなければ、この議案第26号については議論ができない。報酬審の皆さま方がこういう社会情勢の中で、あえてなぜ議会が可決した、ほんとに時代に適合したこういう特別職の退職金制度をさらにあえて前に戻すような、時代に逆行するようなことになったのか。こういうやっぱり議論というのは、絶対知らなくては審議はできないと思うんです。ですから、ぜひ議論の材料とすべく、議会にこの議事録を提出していただきたい。

市長さんにあえてお願いなんでしょうが、いかがお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 特別職の報酬等に関するものにつきましては、昭和39年から特別職報酬等審議会というものを全国各地で立ち上げられて、そこで検討協議をされ、その答申を受けて特別職たる議員さん方の報酬、あるいは私どもの給料あるいは退職金というものについて、報酬審で審議をされてきておる経過がございます。

一方昨年6月の議会においては、その今まで40年以上続いてきていた報酬等審議会の審議を経ることなく、議会で一方的に御審議決定をされ、条例変更をなされているところでございます。

この特別職報酬等審議会は、私が市長に就任いたしましたから毎年開催をしております、市長に就任する前までは時代に合って議員さん方の給料も市長の給料も2年に1回の改定で、だんだんに上がってまいりました。私が市議員になりましたころは、昭和55年のころは、市議員の給料は21万2,000円だったと記憶しております。それが毎年右肩上がりの経済成長の中で上がっていったというふうに理解をしておるんですが、私が市長に就任をした平成10年を境に、給料は据え置き、退職の比率も据え置きというような形で、そして私どもは給料を切り下げる、あるいは議会も5%給料を自主的に下げられるというようなことを経てきているわけでございます。

私といたしましては、報酬等特別審議会の御意向を尊重して、そのまま答申すべきところではございましたが、一方では議会の方々の御意見もございましたので、それは改選前の議会の御意向ではございましたが、昨年6月の決定もございましたので、それとも考慮しながら、今回の改正案を出した経緯でございます。

委員会において、審議するにおいて、報酬審の審議内容をつまびらかにできるか否かと

いう御質問もあったかと思いますが、それらについては、報酬審の特別審議会の会長の御意向もよくお聞きした上、また報酬等審議会、これは経営者側、労働組合の代表の方、あるいは一般市民のいろいろな団体の方々からなる審議会でございますので、その方々の御意見も諮りながら対応していかねばならないことではないかと。私からは即答はいたしかねるということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） そもそもこの議論というのは、市長さんが自ら選挙の公約で退職金返上ということの中で出てきて、そこで市民の皆さんがびっくりしたのは、たった3期12年で7,140万円という退職金を市長さんが得られてる。また、その他の特別職の方々もそれなりのその報酬を得られてるという中で、これはいかがなものかという中で出てきたものでございまして、我々も議員定数を減らすにおいて、我々議員は退職金はありません。ですから、報酬については議員よりも高い報酬を特別職の皆様方は得られてるわけですから、退職金についても、別に全部廃止とはいわず、公務員の職員の退職金の条例に合わせて支給する。それでも今、御存じのように、国のほうでは国家公務員、要は退職金が高いということで、今回減額の流れにあるということでございますから。これもまた摩訶不思議で時代に逆行しているなと思っております。

それともう一つ言わせていただきたいんですが、804市全国にございます。この中で報酬審議会等の審議会の議事録を、もうホームページでアップしてる市町村もたくさんあるわけです。その中であえて全くその公開されない、それもおかしいのではないかなと。我々の議会の議事録は全て公開されております。例え非公開といえど、それは意思形成過程においては、自由な討論を、議論を創出するために非公開とすることはあるかもしれませんが、答申が終わった後は基本的には公開すると。それはもう公開してももう結果は出てるわけですから、そういうふうな公開をするというのが原則なんです。

ところが、ちょっと議長に今許可をいただきましたけども、私が先日議会の皆さんの議論の材料になればと思ひまして、いただけないものですからわざわざ、議員には調査権というのがございますけども、ある意味何か乱用されたような形で出せないということでございますので、情報公開をさせていただきました。そしてその情報公開の決定通知書、今ここにございますけども、これがその答えでございます。14枚にわたりますけども、全てマジックで黒塗りでございます。ただの報酬審議会の議事録でございます。決して市民の皆さんの目にさらしてもおかしくない文書でございますけども、このように市の、当局の御見解はこのような形で全く何もわからん。全く何もわからん。どのような議論がされたのかわからないわけですから、当然今、市の皆さんが言われてる報酬審の答申だとおっ

しゃいましたけども、それがほんとかどうかも、この今の決定通知書を見たらわかると思いますけども、その答申が本当なのかそうではないのかというのもわからない状況です。

だからといって、その会長さんと呼んで議会で質問しなきゃいけないのか。こういったことにもなりかねません。ですからぜひともやましいことがないのであれば、ぜひせめて委員会の審議までのときには、回収されても結構ですから、この議事録をぜひ提出していただきたいと強く要望しておきます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 誤解があってはいけませんので、申し上げておきますが、答申につきましてはちゃんと公開をしております。それから、その審議の内容については、非公開で御審議をなさっておられるという事情などもあって、報酬審の皆様方の御意向として公開をなさらないということになったのではないかと。先ほども答弁いたしましたように、私からは何とも申し上げようのないことでございます。

それから、退職金につきましては皆様方既におわかりと思いますが、私は平成22年の選挙におきまして、市議会議員定数の半減を主張し、一方私の身を半分にはできないので、私が頂戴する給料をその暁には半分にいたし、そして同時に退職金を全廃いたしましうと。いわばセットでお出しをいたしておることございまして、私が私の退職金をゼロにいたしますというようなことをのみを申し上げたわけではないということを、これは歴史的事実としてしっかりと御記憶の中におとどめいただきたいと思っております。

さて、その議員定数の問題でございますが、27名を13名ということで、私が提案をいたしました、否決されていった、その経過について長々と述べることは差し控えたいと存じますが、25名ということで、議員定数を2名削減されたわけでございます。したがって、27名の2名ということが何%に相当するのか、そこら辺も考えて物事を判断を、一つの目安でもあろうかとも思ったわけでございますが、全ての事柄を特別職報酬等審議会にお委ねをして御審議をいただいていた、過去の経過もありますことから、私としては、報酬審の答申を尊重する形で今般出させていただく。なおかつ、私の頂戴するであろう明年の6月まで働いたとしての、今期4年間の82%カット、83%かもしれませんが、そのカット率については、私としてそれをそのまま受ける。

ただし、他の特別職の方々にはいただくであろう退職金というものをそれぞれお考えになられて、先ほどもございましたが、人生設計までも含めた意味での御発言もございましたが、いろいろなことの中で余りにももの激変は避けねばならない。避けてさしあげることが良識であろうと、こういう思いの中で受けとめた次第でありまして、そうして答申を尊重した文案のと通りの議案第26号を提出いたしておりますので、よろしく御審議をいただ

きたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 市長さんはよく効果額と言われますので、あえて申し上げさせていただきますが、市長さん以下特別職の退職金を今回、今の市の公務員の退職金条例にあわせた形で減額してでも大方4,000万円ぐらい。ちなみに議員が定数2つ減ると4年間で6,000万円の減額になると。つまり、議会が下した結果のほうが、議会のほうが多く減額しているわけなんです。だから、まず全廃しているわけでもございませんし、それともうひとつ言わせていただきますが、何か生活が云々、未来の設計図がとか言われましたけれども、もともと特別職の方々というのは以前市の職員であった方で、これも要は世の中の方々からすればうらやましいぐらいの退職金、大方3,000万円近い退職金をもらわれて、さらにまた、その特別職になってまた引退する暁には、また何千万円、何百万円という退職金をもらえるわけですから、これは決して未来の設計図がどうのこうのとかいう話ではないと思います。

それと、先ほどの。我々が審議するわけですから、市長さんらが御納得されても我々が逆に今度議決をするわけで、納得できんと議決できんわけですから、少なくともこの黒塗り、全部の黒塗りは外していただきたい。名前は伏せられても結構です。どういう議論があったかというのが知りたいわけですから。その中で妥当と思えば、この議案第26号についても可決される可能性もあると。こういうことを申し上げておきます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 真摯に、議案第26号に向かっていただきたいと思っておりますので、そのために全ての審議内容を知りたいとおっしゃるのであれば、発言者名は伏せるというようなこともあろうかと思っております。まずは、先ほども申し上げましたように、議員の皆様方の御意向を尊重して、そして可能な限り議案第26号の御審議に資するよう対応に努めたいと存じますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 今の発言に対して感謝申し上げます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） まず、報酬審議会というのは、先ほどの市長の御答弁にもありましたが、定期的に毎年自主的にといますか、誰かが委嘱したわけでもなく定期的に開かれているのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この特別職報酬等審議会は、いわゆるその条例において、市長は議員の報酬、そして市長、副市長の給料月額について、または退職手当も含めておりますが、それらについて条例を改正しようとする場合にはこの報酬等審議会に諮って条例を提案するものとするという条文になっております。

そこで、ほかの自治体のほうでは必要な時期に開催される自治体もあります。しかし、防府市におきましては過去ずっと毎年一応報酬等審議会の委員の皆さんの御意見を博し、諮問という形でお伺いしてきております。社会経済情勢によっては下げたほうがいいのではないかというような御意見もあるかもわかりませんので、そういった真摯な御意見をいただくために毎年開催をしているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） ですから、特に市長から諮問がなくても毎年定期に開催しているということではありますが、今回の報酬審はそういう定例の会議ですか。それとも市長が諮問された会議だったのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今回につきましては、昨年の実は2月に報酬等審議会を開いたわけでございます、定例ということ。そのときには、先ほど申しましたように、あくまでも博し、諮問という形で開催して、そのときには現状でいいでしょうという話だったわけでございますが、その後6月に市議会のほうで、御存じのように今現行の退職手当条例に改正されたわけでございます。そこで、市長といたしましては報酬等審議会の御意見も今一度お聞きする必要があるということで、本年、昨年の11月ごろから開催をいただいているわけでございますけれども、今回はそういった状況も付議した中で諮問をして、しっかりとした報酬等審議会の御意見をいただいたわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） ですから、今回については市長が諮問して開いていただいたということでもありますよね。だから、先ほどの市長のいろんな答弁聞いていますと、報酬審議会が客観的に、自主的に何か答申を出したので、それを尊重しているだけだと。こういうふうに取り取れるような御発言がありましたが、市長のほうから働きかけて開いていただいたと。その結果がこういうことになった。

だから、市長にお伺いしますが、今までの答弁とちょっと重なるかもわかりませんが、あえてお伺いしますが、なぜ今回そのように諮問をされたのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 何度も申し上げておりますが、昨年の2月には報酬審において、議員さんの報酬も我々の給料も、また退職金の額も現行どおりとするという答申がなされ、その折には議会でそれが可決しておりながら、間に1議会挟んだんでしょうか、挟まないんでしょうか、6月の議会において突如議員提案ということで常識的には考えにくい形のもので成立したわけでございます。

したがって、報酬審というものの答申を全く無視した議決が突如なされたという事態が6月に起こったわけでございますので、当然早急に、直ちに報酬審を開いて、あるいは報酬審を開かねばならないというような御意見もあったわけでございますが、11月には市議会議員さんの選挙も行われるというようなことなどを考慮していく中で、あえて今それをまた出していくような形は控えましょうという私の判断をして、そして、それらのことも終わった段階での御審議をじっくりいただけるということで11月に報酬審を開かせていただいたと。こういう流れでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 先ほどの松村議員と市長とのやりとりの中で、会議録の公開ということが言われておりますけれども、市長の御発言の中で委員さんの御意見も聞きながらというようなことを盛んに言われました。

それは、これまでの情報公開の事務のあり方とかけ離れたものだというのを、まず指摘しておきたいと思えます。

私、手元に持っておりますのは、防府市の「情報公開事務の手引」、これは平成10年の12月に当時も市長でありました松浦市長から議員各位にということで、こういうものができましたということでいただいておりますが、この中で審議会等の会議録についてこう書いてあります。「たとえ、規定や議決で会議録を公開しないと定めてあっても、それのみで公開しないことができるものではない」と。会議録をその審議会で公開しないというふうに議決しても、それで公開しないというものじゃないと。それでも公開できるということが書いてあります。

それから、別のところでは「会議そのものの公開、非公開は情報公開制度とは別に検討すべき問題だ」と。したがって、会議そのものを非公開にするという規定や議決があった場合においても、今回の場合、会議は非公開にするというふうに決められたようだけれども、そういう場合でも、そのことをもって会議録を公開しないということができないものではないと。こういうふうに平成10年につくった「情報公開事務の手引」の中ではっきりと書いてあります。審議会の委員さんがどういう意向ということとは関係なくて、それについて決めるというのがこれまでの立場でありました。

そういう形の中で私もかつて水道の、これは副市長がよく御存じだと思いますが、当時水道事業管理者で水道の行政改革の場合について情報公開請求をいたしまして会議録をいただきました。この会議そのものは非公開でありましたけれども、委員さんの名前は黒塗りでありますけれども、発言内容は全て出されております。それから、市の職員については発言者が誰かということも書いてあります。市の職員については、これは市の基本的な考え方というものを述べるということですから、審議会に当たって委員さんとは違う立場で、行政としての基本的な解釈というものを述べるわけですから、名前を出して当然それを答えるということがあってもいいと。

そのことだけ、まず最初に事実関係として御指摘をさせていただきたいと思います。

それで、質問に入りますが、質問の1つ目は、今回の、これは議案参考資料の145ページあるいは146ページを見たらわかるんですが、市長が100分の40、最後に掛けた数字がですね。副市長が100分の30、常勤の監査委員が100分の15、上下水道事業管理者が100分の20と。そして、次のページには、教育長が100分の24というふうに数字が書いてあるわけですが、この100分の40とか30とか15とか20というのは、どういう意味があるのか。非常にわからない数字であります。別の言葉を使えば、私はこれはいわゆる「つまみ算用」という言葉を使いたいと思うんですけども、前よりも少し下げたという金額でしかなくて、なぜ市長が100分の40で、上下水道事業管理者は100分の20なのか。なぜ副市長が100分の30で常勤の監査委員が100分の15なのか。これは一体どういうふうに説明されるわけでしょうか。給与の金額はそれぞれの役職に応じて違っております。市長が一番高く、常勤の監査委員が少ないという形が変わってくるわけですが、普通、職員の退職金については給与掛ける、あと勤続年数であるとか、そういう形で掛ける最後の数字が決まってくるわけですが、役職によって、市長が100の40で、場合によったら100分の15の方がおると。これはまさに「つまみ算用」というのか、もう数字をある程度の水準にするために調整的につくったというような数字であります。こういう仕方というのは非常に制度的に問題があるんじゃないかと、私は思っております。

議案参考資料の上の現行のを見ていただければ、これは任期満了であれば100分の100を払うと。任期満了まで務められなかった場合には100分の60を払うと。これは市の職員の退職金の条例に倣うものでありますけれども、このほうがはるかに合理的であります。どうしてこういうような形の、非常に合理性を欠いたような数字をここへぼんぼんと5つ並べられるのか。市長が100分の40で、なぜ水道事業管理者はその半分の20であるのか。あるいは常勤の監査委員はその8分の3であります100分の

15であるのか。こういうことについては、どういうふうに説明されるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、事実関係としてのお話がありましたので、私の考えを述べさせていただきます。

非公開と決めてあるからといって、そのみで公開しないものではないと。そのとおりでと思います。そのみで公開しないわけでは決してないわけでありまして、関係者の方々のお気持ち等々を忖度する中で公開しないものとしたのではないかと、私は解釈をいたしております。意向というものは関係なくして決められるというように、私は解釈をしております。

それから、御質問のございました、なぜ100分の40で、なぜ100分の30で、何ゆえ100分の15であるかというような御質問でございますが、私どもの社会は大体こういうような形で定められていく事柄がとて多いように思います。それをもって合理性を欠いていると、こういうふうにお話しされてしまえば、これまた見解の相違としか申し上げようがないわけでございますが、私は他市との金額の実際の比較とか、あるいはいろいろな流れを勘案してというような、合理性にはめることのできない部分をしんしゃくしていく中でこういうような落としどころというものを見出していったのではないかと、私なりに解釈をしているわけでございます。

ちなみに、私が市長に就任のときは100分の60でございました。それが100分の50に自分で下げさせていただいてきたわけでございますが、これも意味が、初めは私もよくわからなかったんですが、100万円給料をもらっているとしたら60だから60万円だよと。その48カ月だよ。あるいは勤務した30カ月だよということでの掛け算だと。ああ、なるほどねと。なかなかいい制度ですねと、私はそのとき思いましたし、それが多いうだからちいと減らそうなというときに、じゃあ100分の50にしたらどうかねと。当時の助役との話の中で100分の50という線を模索してきた経緯もございます。これまた何を根拠にとか、何を基準にとか言われても、これは当てはまるものはないわけで、いろんなものを考えて、知恵を凝らしていった結果が100分の45という答申がなされた。それに対して、私どももさらに一步踏み込んでいこうという姿勢の中で100分の40というものをつくり出していったと。このようにお考えいただけたらと思いますが、御理解いただけない部分があるかと思いますが、私はそのように解釈をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 市長はほかの自治体との関係を言われましたけれども、私は先ほど、最初に松村議員が言われましたけれども、大方の方が市の職員でそれなりに高い退職金をもらって、さらにまたもらうというようなことを言われましたが、私は市の職員のほかの方と比べた場合、特別職といわれる副市長、あるいは水道事業管理者、まあ常勤監査委員は県のほうから来ていただいておりますが、それは部長級であった職員の中からある程度副市長や常勤監査委員、水道事業管理者は4年という任期がありますから、その任期のめぐり合わせのときの前後の部長さんということになるわけでありましてけれども、ほかの部長さんは大方市の外郭団体に元いただいていた給料の何割じゃなくて、何分の1かで働かれて、退職金をもらわれないというような形ではないかと思えます。他方、特別職になられる部長さんの方は部長のときよりも高い給与をもらって、それから市長に準じるような形の高い退職金をもらうと。

こういう形のものが行政改革ということで考えたときに、適切だろうかということがあろうと思えます。

市長は先ほど、議員の定数と3つセットでと言われました。議員の定数を、したがって、昨年の6月議会で27を25にしたわけですが、そのときにあわせて市長の給与、それから退職金について考え、そしてその中で合意できた議員で条例改正案を出したわけですが、したがって、そのときに制度的にいかにするかということで参考にしたのは、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律、つまり日本国の総理大臣、国务大臣、あるいは政務官、こういった人たちがどういう形で退職金をもらうか。それについては一般管理について定められているものの例によると。市に当てはめれば一般職員と同じような例にすると。そういう形で条例化、条例を改正したのが昨年の6月の改正であります。ただ、そのときに100分の、総理大臣であれば66ですけれども、任期まで務めれば。それを100分の106という形で、内閣総理大臣や国务大臣よりも高い率でもらうというのが、今回改正されようとしている、昨年6月で改正した退職金の条例案、当時の案でございました。

そういうことから考えて、これをもまた元の古い制度に戻そうというのは、まさにこれは行政にメスを入れるという、そういった行政改革にも逆行するのではないかと思えますが、この点についての御意見をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） これもまた見解の相違と言ってしまえばそれまでになってしまうんですが、内閣総理大臣、あるいは外務大臣であれ、ほとんどの方々は衆議院議員、あるいは参議院議員を兼務しておられて、そこで報酬を得られ、またそれなりの特別のさま

ざまな形での待遇があるわけでございます。議員内閣制における内閣総理大臣と今の制度における私のような、あるいは知事さんのような立場とは全く違うものであると。議員内閣制によって、議員さん方の中から選出されて、市長になって、議員としての報酬も得、議員としての待遇も与えられておって、なおかつ市長の役目を務めておるということにあいなれば、それなりの形での加算で当たり前のことであろうと。私はそのように考えているところでございます。

この辺の考え方が、社会体制そのものの考え方との違いがどうしても浮き彫りになってくるわけでございますので、したがって、特別職というものに対しては報酬審を尊重していくという古きよき慣習と伝統の中で日本の自治体は経営されてきていると、このように感じております。

また、言及されました市の部長としてかなりの高給をはんで、やめて副市長になった、水道事業管理者になった人と、普通に退職をしていって、もらっていた給料の3分の1ぐらいで過ごしている人もいます。これもまた何とも言い難い現状であろうというふうに思いますし、そのことをどうこうしていくということは、社会体制そのものに言及していかざるを得ないことにもなっていくわけでありまして、将来、仮に私がもし民間から副市長をお願いしてきた場合に、こんな安い給料で働けというのかというような状態だっても、起きるかもわかりません。どのような状況がそこにあるかもわからないわけで、一概に高いとか低いとかいえるものでもない。高いこともあれば、低いこともあるということでの、まことによきといいますか、古きといいますか、長い慣習の中でのなされている制度であると。このように私は認識をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） なかなか市長と意見が合わないわけですが、古いそういった時代のものというようなことを言われましたが、まさに首長に退職金を出すということは古い戦前の官選知事、官選市長の時代のこれはなごりだというふうに言われております。昔は役人が市長や知事になったと。その時代のなごりとしてこれが、退職金が残っておると。したがって、首長の退職金制度を廃止するということを検討すべきではないかと。戦後改革の積み残し、宿題となっている問題だと。

これは実は平成22年8月18日に山口市でありました山口県の市議会議員の研修会で、多分執行部の方も御存じだと思う、大森彌という東大の名誉教授で地方分権推進委員会の専門委員、日本行政学会理事長、そういったさまざまな役職を経験されている方が首長の退職金についてこういった提言もされております。

私どもは、昨年した改革はゼロにするということではなくて、それは国に合わせるとい

う形でありました。先ほど国会議員はさまざまな何か特権、優遇制度があるというようなことを言われましたが、国会議員さんにも、今、私ども市議会議員より先に年金はありませんし、もちろん退職金もないし、選挙で落ちればただの人になるというところは市議会議員と同じであって、それはそういった優遇制度があるのかというふうに思うということだけ、この辺は意見の違いというふうに言われてしまいそうですので、それだけ述べて質疑を終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ありませんか、ほかに。11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） 私も商売をしております、働く上で給料を下げるとかということが一番安易な考え方だと思っております。以前、中林議員が一般質問の前に議員定数を削減しないのであれば報酬を下げたらどうかという提案がなされました。そのときに市長の答弁として、それだけの地位につく方に対してはそれなりの報酬が必要だという発言がなされました。の上で、御自分たちのいわゆるその退職金等給料を下げるということは、僕は自分たちの資質を下げているというふうに捉えております。その辺についてどうお考えでしょうか、市長、お聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 大変難しい御質問でございます。人それぞれの人生観、あるいは処世観というものがあるのであろうと思っております。私は今望んで選挙に出させていただいて、そして信任を得て当選をさせていただいてこの職にございますので、いただく給料の多寡についてどうこう申し上げる言葉はございませんが、一般的にその人の労働時間に応じて、あるいはその職責に応じて、あるいは民間でいえば稼ぎ高に応じて給料というものは出されていくものであろうと、そのように考えて、私はおります。

○議長（行重 延昭君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） もう1点だけお尋ねしたいんですけど、当然任期としては4年というものがあまして、当然退職金等々を下げるということは、また次、誰が市長になられるかというのはわからないと思いますが、その後々のことまでお考えの上での御決断でしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今回の議案第26号につきましては、私のこの任期にいただく退職金は今年の6月議会に議会の方々が決められたものでいいと、こういうふうに述べております。したがいまして、任期が来年の6月までございますが、その間はどうぞ私の分についてはそれで結構でございますが、新たな任期を得た方の場合、その方の場合はその類が及ばないように、せめてしておかねばならないということと、もしかしたら私も再任

の栄に浴するかもわかりません。その栄に浴した折にはこの条例どおりの形のものを頂戴していこうと、このようにさえ私は考えているところでございます。議会の昨年6月の御決定というものを、私は尊重はいたしておりますが、尊敬はいたしておりません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） わかりました。

次、一旦下げたものを、次にまた人が変わったからといって上げるということは非常に難しいことと思います。その辺のことも考えていただいて、また審議会等に諮問できるんならまたお願いして、終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今回の議案第26号につきましては、いわゆる特例として、今任期の私の分については先の6月議会で決められたものに準ずると、こういうことでございますので、類が次の任期の人物に及ばないということで御理解をいただいたらと思います。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結します。

お諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号については総務委員会に付託と決しました。

議案第27号防府市手数料条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第27号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第27号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る手数料を新設しようとするものでございます。

この法律は、都市における社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の排出の抑制、

その吸収作用の保全・強化を図る措置等を定めておきまして、この措置のうち低炭素化建築物の普及の促進のための措置につきましては、所管行政庁が低炭素建築物新築等計画を認定し、認定を受けた当該計画に基づき建築された二酸化炭素の排出の抑制に資する低炭素化のための建築物の新築等の普及を促進しようとするものでございますが、この低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査事務を所管行政庁である本市が行うこととなるため、当該審査事務に係る手数料を新たに定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって議案第27号については、原案のとおり可決されました。

議案第28号防府市国民健康保険条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第28号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第28号防府市国民健康保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、本市の国民健康保険条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、平成25年度以後の年度分の国民健康保険料について、災害など特別な事情に応じて行う保険者独自の保険料軽減に要する費用を保険料の賦課総額に含めることができることとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） これは165ページ、166ページ、167ページに新旧対照表が載っております。但し書きを付け加えるという形ではありますが、それについて最後ができるという形で、いわゆる「できる規定」というものであります。やらなくてもいいけれどもできるというのが、こういう条文の書き方ではありますが、それで、今、市長が言われたように、災害等で減免するときにその減免した金額を一般財源から補うというのがこれまでの姿でありました。ところが、この「できる規定」のできるをやると、今度はそれを保険者だけでみると。保険者だけでみるというやり方にするのか、防府市全体の税金でみるのかということと違いますが、これは政令が変えられたということと違うふうな「できる規定」を設置したということですが、これについて、この「できる規定」という形でやるという考え方が市の方にあるのか、あるいはやらないのか。やるとすれば、できるとすればどういうことが場合にやるということを想定しているのか。この辺についてだけお考えを聞きたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） おっしゃるように、これは「できる規定」でございます。これは平成23年の12月28日に国民健康保険法施行令が改正されて、これが交付されたところでございます。これにつきましては、災害等市が独自に減免する分について賦課総額に加算することができるということではあります。今、これは法令の施行令の改正に伴う条文整備的な意味合いもございまして、県内、今、ほとんどの市が今回の議会でも条例改正で「できる規定」というふうにしております。

「できる規定」で、じゃあ、やるか、やらないかということでございまして、うちも含めてほとんどの市がやらないというようなスタンスをとっておるようになっています。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって議案第28号については、原案のとおり可決されました。

議案第29号防府市道路占用料徴収条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第29号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第29号防府市道路占用料徴収条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、「道路法施行令」が一部改正されることに伴い所要の改正をし、及び条文整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって議案第29号については、原案のとおり可決されました。

議案第30号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第30号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第30号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、「第一次地域主権推進一括法」の施行による公営住宅法等の改正に伴い、本市の市営住宅設置及び管理条例について所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、公営住宅法及び公営住宅法施行令において規定されておりました公営住宅の入居収入基準及び一般入居者より収入基準を緩和する必要がある裁量階層の対象者に関する規定が改正され、今後は市の条例で定めることとされましたので、入居収入基準につきましては、改正後の政令で定められた収入基準の範囲内において地域水準等を考慮し、これまでの収入基準を継続することとし、また、裁量階層の対象者につきましては、精神障害及び知的障害の対象となる範囲をこれまで法または政令で定められておりました基準より障害者を支援する観点から障害等級を2級から3級までに拡大し、そのほかの基準につきましてはこれまで法または政令に定められておりました基準を継続することといたしまして、法及び政令と同様の基準を条例に設けようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第30号については環境経済委員会に付託と決しました。

議案第31号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第31号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第31号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、いわゆる公益法人制度改革関連3法により、旧法人は平成25年11月末日ま

でに新法人へ移行するか、解散するかを選択することとなり、財団法人防府スポーツセンターの今後について検討してまいりましたが、平成25年3月31日をもって解散することに伴い、これまで当該法人が管理してまいりました野球場及び運動広場を平成25年4月1日から市が引き継ぐこととなりましたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、野球場及び運動広場をそれぞれ「防府市スポーツセンター野球場」及び「防府市スポーツセンター運動広場」として新たに市体育施設に追加するとともに、一般的に「スポーツセンター」という呼称が「ソルトアリーナ防府」等の市体育施設も含めた体育施設設置エリア全体を指すものとして広く市民に浸透していることから、今回、エリア内の全ての施設が市体育施設になることを契機に既存の市体育施設につきましても、それぞれ「防府市スポーツセンター陸上競技場」、「防府市スポーツセンター武道館」及び「防府市スポーツセンター体育館」と改めようとするものでございます。

また、野球場、運動広場の使用料につきましては、既存の市体育施設と同様に一時間単位の設定にするなど、利用者の利便性に配慮したものに改めようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第31号については教育厚生委員会に付託と決しました。

議案第32号防府市消防団員の定員及び任免等に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第32号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第32号防府市消防団員の定員及び任免等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生することが予測される大規模な災害に備えるため、地域の総合力の要である消防団がその機能を十分に発揮できる体制を確保し

ていく必要がございますので、消防団員の人数を確保するとともに、消防団のより一層の充実、強化を図るため、消防団員の任命資格の年齢の上限等についての見直し、及び条文整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって議案第32号については、原案のとおり可決されました。

議案第33号平成25年度防府市一般会計予算

○議長（行重 延昭君） 議案第33号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第33号平成25年度防府市一般会計予算について御説明申し上げます。

新年度予算の編成方針及び重点施策につきましては、市長が先に施政方針で述べたところでありまして、予算はそれらを具現化するものでございます。

厳しい財政状況の中ではございますが、編成作業に際しましては限られた財源の効率的かつ重点的配分に配慮をいたしながら、最重要施策であります「環境・観光・教育・防災・ローカルマニフェスト」に加え、安全・安心な市民生活の確保や次世代を育成するための子育て支援への諸施策を積極的に推進する予算として編成いたしましたものでございます。

それでは、予算の内容につきまして、御手元の予算書及び予算事項別明細書並びに別冊の予算参考資料に基づき御説明を申し上げます。

では、予算書の7ページをお開きくださいませ。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を401億2,800万円といたしております。この額は前年度当初予算と比較をいたしますと金額で12億3,900万円、率にいたしまして3.2%の増となっております。

第2条の継続費につきましては、14ページの第2表にお示しいたしておりますように、都市計画道路方針策定事業外3件の継続事業を計上いたしております。

第3条の債務負担行為につきましては、15ページから16ページまでの第3表にお示しいたしておりますように、防府市土地開発公社が行う事業につきまして市中銀行及びその他金融機関に対する債務保証外13件の債務負担行為を計上いたしております。

第4条の地方債につきましては、17ページから18ページまでの第4表にお示しをいたしておりますように、総額54億7,460万円を限度といたしまして地方債を起すことといたしております。

第5条の一時借入金につきましては、年間の資金繰りなどを勘案いたしまして借入金の限度額を前年度と同額の80億円といたしております。

第6条におきましては、地方自治法第220条第2項但し書きの規定によります歳出予算の流用につきまして定めをいたしております。

それでは、予算の内容につきまして、別冊の予算参考資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、2枚めくっていただきまして、2ページでございますが、一般会計歳入予算総括表でございますが、一般会計の歳入のうち、主なもの及び前年度と比較いたしまして、増減の大きなものにつきまして御説明を申し上げます。

自主財源の根幹をなします1款市税につきましては、県からの税源移譲により市たばこ税を増額する一方、企業の動向及び地価の下落等を勘案いたしまして、法人市民税及び固定資産税を減額いたしましたことによりまして、前年度比1.6%の減といたしております。

次に、2款地方譲与税につきましては、前年度の実績等を勘案いたしまして、前年度比2.7%の減といたしております。

次に、3款利子割交付金から10款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、前年度の実績等を勘案いたしまして計上をいたしております。

次に、11款地方交付税につきましては、市税の落ち込み等を勘案いたしまして、前年度比1.2%の増といたしております。

次に、15款国庫支出金及び16款県支出金につきましては、各事業においていずれも

内示見込み等により計上をいたしております。

次に、19款繰入金につきましては、財源調整を行うため財政調整基金からの14億8,000万円を含みます繰入れ等を計上いたしております。

最後に、22款市債につきましては、廃棄物処理施設建設事業の市債の減等によりまして、前年度比8.6%の減といたしております。

次に、3ページの一般会計歳出予算総括表でございますが、構成比では3款民生費が35.9%と最も高く、次いで4款衛生費、10款教育費、12款公債費、2款総務費の順となっております。

それでは、前年度と比較いたしまして増減の大きなものにつきまして、その主な要因を御説明申し上げます。

まず、2款総務費につきましては、1.4%の増となっておりますが、市議会議員選挙執行経費の減額要因がある一方で、職員退職手当等の増額が主な要因でございます。

次に、3款民生費につきましては、2.3%の増となっておりますが、華浦留守家庭児童学級建設事業や宮市保育所改築事業の減額要因がある一方で、介護・訓練等給付事業や障害児支援給付事業、後期高齢者医療負担金の増額が主な要因でございます。

次に、4款衛生費につきましては、1.1%の減となっておりますが、ごみ収集運搬業務などの増額要因がある一方、最終処分場処理業務や焼却場処理業務の減額が主な要因でございます。

次に、6款農林水産業費につきましては、6.5%の減となっておりますが、経営体育成基盤整備事業や水産総合交流施設管理運営事業の増額要因がある一方で、水産施設活用事業や漁港海岸高潮対策事業の減額が主な要因でございます。

次に、8款土木費につきましては、都市再生整備計画事業や県街路整備事業の減額等により10.6%の減となっております。

次に、10款教育費につきましては、プール建設事業や右田小学校改築事業、桑山中学校改築事業等によりまして38.1%の大幅な増となっております。

最後に、12款公債費につきましては、体育館の建設に伴います市債の償還の開始や臨時財政対策債の償還の増額等により3.6%の増となっております。

次に、4ページから5ページまでの性質別内訳表は、平成21年度から平成25年度までの5年間の経費を性質別に分類したものでございます。

右端の前年度との比較欄におきまして大きく変動した項目のみ御説明を申し上げます。

まず、1の人件費につきましては、前年度比1.7%の増となっておりますが、これは職員の新陳代謝によります職員給与費の減額要因がある一方で、職員退職手当の増額が主

な要因でございます。

次に、4の扶助費につきましては、前年度比2.4%の増となっておりますが、介護・訓練等給付事業や障害児支援給付事業の増額が主な要因でございます。

次に、5の補助費等の増額及び12の繰出金の減額につきましては、公共下水道事業の地方公営企業法の適用に伴いまして、公共下水道事業会計繰出金の性質分類を繰出金から補助費等へ変更となりましたことが主な要因でございます。

次に、6の普通建設事業費につきましては、前年度比10.5%の増となっておりますが、都市再生整備計画事業の減額要因がある一方、プール建設事業や右田小学校改築事業、桑山中学校改築事業の増額が主な要因でございます。

次に、8の公債費につきましては、前年度比3.6%の増となっておりますが、体育館の建設に伴う市債の償還の開始や臨時財政対策債の償還の増額が主な要因でございます。

以上、主なものにつきまして御説明申し上げましたが、このうち1の人件費、4の扶助費及び8の公債費を合わせました、いわゆる義務的経費は約203億1,000万円余りでございまして、前年度比2.4%増、金額では約4億7,300万円の増となっております。

次に、8ページからの歳入歳出予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

歳入予算につきましては、先ほど大筋におきまして御説明を申し上げましたので、ここではその主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、8ページの1款市税のうち市民税でございますが、法人市民税につきましては法人税率の引き下げの影響等を勘案いたしまして、前年度比17.5%の減で計上をいたしております。

次の、固定資産税でございますが、土地につきましては地価の下落に伴います時点修正等を、家屋につきましては新築や増築による増額を、それと解体に伴う減額分、それから、償却資産につきましては設備投資の動向等を勘案いたしまして2.0%の減で計上をいたしております。

次に、市たばこ税でございますが、県からの税源移譲等を勘案いたしまして14.9%の増で計上いたしております。

次に、10ページの2款地方譲与税、3款から10款までの各種交付金につきましては、いずれも前年度の実績等を勘案して計上いたしております。

また、11款地方交付税につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、前年度より5,000万円増の41億円を計上いたしております。

次に、12ページの15款国庫支出金につきましては、内示見込み等により計上いたし

ております。主なものといたしまして循環型社会形成推進交付金、児童手当負担金、生活保護費負担金などを計上いたしております。

また、16款県支出金につきましても、内示見込み等により計上いたしておりますが、主なものといたしまして保険基盤安定負担金、障害者介護・訓練等給付費負担金、児童手当負担金などを計上いたしております。

次に、19款繰入金につきましても、前年度比35.8%の増といたしておりますが、主なものといたしまして財政調整基金繰入金、職員退職手当基金繰入金などを計上いたしております。

次に、13ページの22款市債につきましても、それぞれ適債事業に対しまして市債を計上いたしております。

それでは続きまして、26ページから事業ごとに歳出予算について御説明を申し上げます。

予算書の事項別明細書に計上いたしております事業の内容を各事業の2段目もしくは4段目に予算書の該当のページを記載いたしております。また、事業は新規・拡充・継続の3種類に分類をいたしておりますが、例年実施をいたしております事業等につきましても省略させていただき、主な新規事業と拡充事業、そして主要事業について御説明を申し上げます。

まず、28ページから97ページまでの2款総務費でございますが、29ページ下段におきまして不当要求対応専門員の報酬経費を計上いたしております。

次に、32ページの防災訓練・講習会等実施事業につきましても、地域防災力の向上を図るために防災士養成講座を開催する経費を計上いたしております。

次に、33ページ上段の防災広報啓発推進事業につきましても、防災意識の啓発のための津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを作成・配布する経費を計上いたしております。次に、同じページの下段の防災情報伝達体制整備事業につきましても、本庁舎が被災した場合における情報伝達手段の補完のために防災行政無線予備親局を消防本部に設置する経費を計上いたしております。

次に、35ページの防災組織・関係機関連携強化事業につきましても、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定や東日本大震災等を教訓といたしました地域防災計画の見直しに係る経費を計上するとともに、災害時相互応援協定締結を推進するための経費を計上いたしております。

次に、39ページ下段の行政経営改革委員会運営事業につきましても、新たな行政改革大綱の作成に向けました委員会の開催に係る経費を計上いたしております。

次に、４０ページ下段の公共施設マネジメント事業につきましては、本市が保有する公共施設の概要や運営状況、将来の更新コスト等を整理・分析し、現状と課題を明確にするための「（仮称）公共施設白書」を作成するための委託料を計上いたしております。

次に、５１ページ上段の庁舎耐震化事業につきましては、庁舎の耐震化や建替えに向けた基本的な構想を庁内において検討するための経費を計上いたしております。

次に、５６ページの「山頭火ふるさと館」整備事業につきましては、「山頭火ふるさと館」整備予定地の取得に要する経費を計上いたしております。

次に、５７ページの企業立地推進事業につきましては、企業ニーズを早期に把握するためにデータバンクを活用したアンケート調査の実施等の経費を計上いたしております。

次に飛びますが、７７ページの市民参画協働推進事業につきましては、参画及び協働の推進に関する協議会を開催する経費を計上するとともに、「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の周知を図るために説明会やフォーラムを開催するための経費を計上いたしております。

次にまた飛びますが、９８ページから１６０ページまでの３款民生費でございますが、飛びまして１０１ページ上段の戦傷病者戦没者遺族等援護事業につきましては、市主催によります戦没者追悼式の開催に係る経費を計上いたしております。

次に、１０５ページの犯罪被害者等支援事業につきましては、犯罪被害者等が受けられました被害の回復及び軽減に向けた取り組みに係る経費を計上いたしております。

次に、１２０ページの障害者福祉関係業務につきましては、難聴者に対する支援の充実を図るために磁気ループシステムを導入するための経費を計上いたしております。

次に、１２４ページの自立支援医療費給付事業につきましては、県からの権限移譲によります自立支援医療費の給付に係る経費を計上いたしております。

次に、１４２ページ下段の子育て新システム準備業務につきましては、平成２７年４月から実施予定の子ども・子育て支援新制度に対応するために市民アンケート等を実施いたします経費を計上いたしております。

次に、１４６ページの民間保育所委託事業につきましては、保護者の就労形態の多様化等に伴いますニーズの変化に対応するために休日保育の保育時間を延長する経費を計上いたしております。

次に、１５４ページの留守家庭児童学級運営事業につきましては、保護者の就労形態の多様化等に伴いますニーズの変化に対応するために保育時間を延長する経費を計上するとともに、市民税非課税世帯の保育料免除や二人以上同時に入級された場合には、所得制限なしに２人目以降の保育料を半額とする経費を計上いたしております。

次に、161ページから196ページまでの4款衛生費でございますが、171ページの養育医療給付事業につきましては、県からの権限移譲による養育医療費の給付に係る経費を計上いたしております。

次に、183ページのがん検診事業につきましては、受診率の向上を図るために胃がん検診及び大腸がん検診の自己負担額の引き下げに係る経費を計上いたしております。

次に、189ページのごみ再生・利用促進事業につきましては、平成26年度から実施を予定しております新たな分別収集につきましては、各地域において説明会を開催する経費を計上するとともに、新分別方法マニュアルの作成や蛍光管を安全に回収するための専用回収容器の購入等に係る経費を計上いたしております。

次に、194ページの廃棄物処理施設建設事業につきましては、平成26年4月の供用開始に向けまして、PFI方式により整備を進めており、本年度は可燃ごみ処理施設、リサイクル施設の建設工事に係る経費等を計上いたしております。

次に、197ページから200ページまでの5款労働費でございますが、198ページ上段の緊急雇用創出事業につきましては、昨年度実施をいたしました2事業に加えまして、新たにほうふの「おさかな」消費拡大事業外2事業を実施する経費を計上いたしております。

次に、201ページから250ページまでの6款農林水産業費でございますが、205ページ下段の農業振興地域整備促進事業につきましては、防府市農業振興地域整備計画の見直しに向けまして、防府市農業振興地域整備促進協議会におきまして審議等を行うための経費を計上いたしております。

次に、246ページでございます。水産総合交流施設管理運営事業につきましては、水産業の振興と地域活性化を図るために潮彩市場防府の管理運営を指定管理者に委託する経費を計上するとともに案内看板の設置や交流スペースの整備などに係る経費を計上いたしております。

次に、251ページから263ページまでの7款商工費でございますが、253ページの中小企業育成事業につきましては、新事業の創出及び起業を促し、地域産業の活性化及び雇用の促進を図るため新たに起業される個人及び法人事業者に対しまして事業費の一部を助成する経費を計上いたしております。

次に、257ページの三田尻塩田記念産業公園管理運営事業につきましては、公園の敷地内に国指定重要有形民俗文化財ほかの製塩用具の展示・収蔵庫を建設するための基本計画策定に係る経費を計上いたしております。

次に、260ページ下段の観光振興協定事業につきましては、山口短期大学との学公連

携協定による「家庭の日親子ふれあい観光イベント」の実施に係る経費を計上いたしております。

次に、261ページ上段の観光振興広告宣伝事業につきましては、観光客へのPRと本市のイメージの向上を図るため、御当地観光キャラクターのデザイン、名称の公募や観光キャラクターの作製に係る経費を計上いたしております。

次に、264ページから308ページまでの8款土木費でございますが、287ページの佐波川かわまちづくり事業につきましては、国のかわまちづくり支援制度を活用いたしまして、佐波川の総合堰から下流域の河川敷周辺に市民の憩いの場となる施設を整備するかわまちづくり計画の策定のための協議会の開催及び市民アンケートを実施いたします経費等を計上いたしております。

次に、291ページ下段の都市計画課管理経費につきましては、将来都市に望ましい都市計画道路網の再構築を行うために都市計画道路方針の策定に係る経費を計上いたしております。

次に、306ページの市有住宅管理事業につきましては、財団法人防府市住宅協会の解散に伴い、市に寄附される3棟72戸の住宅の維持管理に関する経費を計上いたしております。

次に、309ページから320ページまでの9款消防費でございますが、312ページ下段の救急業務運営事業につきましては、救命率の向上を図るため消防署や消防署出張所から遠隔地にございます地域のコンビニエンスストアにAEDを設置する経費を計上いたしております。

次に、318ページ下段の消防車両等整備事業につきましては、多様化する災害に迅速に対応するため、消火性能等がより強化されました災害対応特殊科学消防ポンプ自動車を配備する経費を計上するとともに、消防団車両のうち西浦分団の消防ポンプ自動車を更新する経費を計上いたしております。

次に、321ページから409ページまでの10款教育費でございますが、330ページの学校支援員派遣事業につきましては、児童・生徒にきめ細かな支援を行い、落ち着いて学習できる学級環境の保持を図るため、学校支援員を増員する経費を計上いたしております。

次に、336ページ上段の地域と育む学び舎づくり事業につきましては、学校と地域住民が連携して学校運営等を行い、地域の教育力を学校教育に生かすために設置いたしております学校運営協議会の委員報酬を計上いたしております。

次に、337ページの知能検査・学力検査事業につきましては、学力の定着状況を把握

し、指導方法の工夫改善等を図るために検査の対象学年を拡大して実施する経費を計上いたしております。

次に、340ページの学校図書館活用促進事業につきましては、学校図書館の活用・充実を図り、子どもたちの意欲的な学習活動や読書活動を充実させるため、学校図書館司書を増員する経費を計上いたしております。

次に、342ページのスクールカウンセリング事業につきましては、問題を抱える児童・生徒との学校内や関係機関との調整を図り、問題解決へのサポートを行うため、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣する経費を計上いたしております。

次に、357ページ上段の右田小学校改築事業につきましては、老朽化が進み耐力度や耐震性が不足する校舎の改築に係る経費を計上いたしております。次に、同じページの下段の西浦小学校改築事業につきましては、校舎の改築のための耐力度調査の委託料を計上いたしております。

次に、366ページの桑山中学校改築事業につきましては、老朽化が進み耐力度や耐震性が不足する校舎の改築に係る経費を計上いたしております。

次に、377ページの宮市本陣兄部家保存整備事業につきましては、保存整備委員会の開催に係る経費や火災後の残存部材を調査するための委託料等を計上いたしております。

次に、395ページの図書館ネットワーク事業につきましては、市立図書館と学校図書館との資料の共有化、有効活用を図るため、現在までに小学校2校に学校図書館管理システムを導入しておりますが、残る全ての小学校15校に導入する経費を計上いたしております。

次に、408ページの体育施設運営事業につきましては、財団法人防府スポーツセンターの解散に伴いまして、市に寄附される野球場及び南・北運動広場の管理運営に係る経費を計上いたしております。

次に、409ページのプール建設事業につきましては、平成26年7月のオープンを目指し、25メートルプールや子どもプールのほか市民の皆様から御要望をいただいております流水プールやウオータースライダーを備えた市民プールの建設工事に係る経費を計上いたしております。

以上、平成25年度防府市一般会計予算の概要及び主な新規、拡大と主要事業等について御説明申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） これより質疑に入るところでございますが、ここで10分間ほど休憩といたします。20分から再開いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

午後 3 時 1 0 分 休憩

午後 3 時 2 0 分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいまの補足説明に対して質疑に入りますが、まず、歳出の 1 款議会費、2 款総務費、3 款民生費、4 款衛生費についての質疑を求めます。事項別明細書でいいますと、1 4 2 ページから 2 8 3 ページまででございます。ただいまの説明が参考資料のほうでありましたので、その辺を確認ください。いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、1 款から 4 款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費についての質疑を求めます。事項別明細書で申し上げますと、2 8 2 ページから 3 6 9 ページまででございます。どうぞ。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、5 款から 8 款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、9 款消防費、1 0 款教育費、1 1 款災害復旧費、1 2 款公債費、1 3 款諸支出金、1 4 款予備費についての質疑を求めます。事項別明細書のページで申し上げますと、3 6 8 ページから 4 5 3 ページまででございます。どうぞ。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、9 款から 1 4 款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、歳入全般、第 2 条継続費、第 3 条債務負担行為、第 4 条地方債、第 5 条一時借入金、第 6 条歳出予算の流用、以上に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 3 3 号については予算委員会に付託と決しました。

議案第 3 4 号平成 2 5 年度防府市競輪事業特別会計予算

議案第 35 号平成 25 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 36 号平成 25 年度防府市索道事業特別会計予算

議案第 37 号平成 25 年度防府市と場事業特別会計予算

議案第 38 号平成 25 年度防府市青果市場事業特別会計予算

議案第 39 号平成 25 年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第 40 号平成 25 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 41 号平成 25 年度防府市介護保険事業特別会計予算

議案第 42 号平成 25 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（行重 延昭君） 議案第 34 号から議案第 42 号までの 9 議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第 34 号から議案第 42 号までの 9 議案につきまして、順を追って御説明申し上げます。

予算書の 21 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、議案第 34 号平成 25 年度防府市競輪事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 110 億 1,037 万円といたしております。前年度比 3.5% の増となっております。

第 2 条の一時借入金につきましては、年間の資金繰りを勘案いたしまして借入金の限度額を 80 億円といたしております。

予算の内容といたしましては、歳入では 22 ページの車券発売金収入を 104 億 7,670 万円と見込むとともに、歳出では開催に伴います経費を計上いたしているものでございます。競輪事業を取り巻く環境は大変厳しいものがございしますが、本年 10 月の開設 64 周年記念競輪や西日本カップを含めた F1 競輪を開催し、場外発売場の確保にも務め車券発売金収入の増加により収益増を目指してまいります。

次に、27 ページの議案第 35 号平成 25 年度防府市国民健康保健事業特別会計予算でございしますが、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 132 億 6,628 万 9,000 円といたしております。前年度比 0.9% の増となっております。

第 2 条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第 220 条第 2 項但し書きの規定により、歳出予算の流用について定めているものでございます。

予算の内容といたしましては、国民健康保険料の算定となります基礎賦課額の保険料率

及び賦課限度額、後期高齢者支援金等の賦課額の保険料率及び賦課限度額、介護納付金賦課額の保険料率と賦課限度額をそれぞれ据え置きといたしております。

また、繰入金につきましては、保険基盤安定事業や事務費等の一般会計繰入金及び国民健康保険基金からの繰入金を計上いたしております。

なお、繰越金につきましては、平成24年度の決算見込みによるものでございます。

一方、歳出のうち保険給付費及び後期高齢者支援金等は前年度実績及び被保険者数等を勘案いたしまして計上いたしております。

共同事業拠出金では、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政協働安定化事業拠出金を国の基準によりまして算定をいたしております。

保健事業につきましては、特定保健指導の実施率の向上を図るため自己負担を無料化するとともに、先発医薬品から後発医薬品いわゆるジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できます自己負担額の差額の通知を引き続き行うなど、医療費の適正化への取り組みを行ってまいります。

次に、35ページの議案第36号平成25年度防府市索道事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を6,918万5,000円といたしております。前年度比5.8%の減となっております。

予算の内容といたしましては、運転経費や乗客の安全対策、施設の点検整備等の経費を計上いたしております。また、周辺市をはじめ、各方面への宣伝や広報を行うとともに、1年間何度でも乗車ができます年間パスポートの発行、各種イベントの開催など、引き続き利用者の増加を柱とした経営改善に努めてまいります。

次に、41ページの議案第37号平成25年度防府市と場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を1,200万6,000円といたしております。前年度比2.8%の増となっております。

予算の内容につきましては、前年度と同様厳しいと場運営を余儀なくされておりますが、今後も経費の節減等によりまして経営の健全化に務めてまいりたいと存じます。

次に、47ページの議案第38号平成25年度防府市青果市場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を4,946万円といたしております。これは公債費の減額が主な要因でございます。

予算の内容につきましては、前年度と同様でございますが、青果市場の運営につきましては青果市場使用料の減少傾向によりまして非常に厳しい状況下でございますので、引き続き新鮮、安心な地元農産物のPRに務め、地産地消運動による市場の活性化、健全運営

に努めてまいります。

また、施設の運営方法を含め今後の市場のあり方等について関係者等と協議を進めてまいります。

次に、53ページの議案第39号平成25年度防府市駐車場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を2,560万8,000円といたしております。前年度比1.9%の増となっております。

予算の内容といたしましては、前年度とほぼ同様でございますが、駐車場事業費におきまして昨年駐車場用地の寄附を受けましたことに伴いまして土地借上料の減額を計上いたしております。

次に、59ページの議案第40号平成25年度防府市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を1,668万5,000円といたしております。前年度比7.1%の減となっております。

予算の内容につきましては、前年度とほぼ同様でございます。

次に、65ページの議案第41号平成25年度防府市介護保険事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を93億2,918万1,000円といたしております。前年度比6.1%の増となっております。

第2条では、地方自治法第220条第2項但し書きの規定によりまして、歳出予算の流用につきまして定めているものでございます。

予算の内容といたしましては、保険事業勘定とサービス事業勘定とに区分をいたし、歳入では介護保険料や国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、基金繰入金、サービス収入等を計上いたし、歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費及びサービス事業費を計上いたしております。

最後に、73ページの議案第42号平成25年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を15億7,878万8,000円といたしております。前年度比2.7%の増となっております。

予算の内容といたしましては、歳入では後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を計上いたしまして、歳出では総務費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上いたしております。

以上、議案第34号から議案第42号までの9議案につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております9議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第34号については総務委員会に、議案第41号については教育厚生委員会に、議案第35号から議案第40号及び議案第42号については環境経済委員会にそれぞれ付託することに決しました。

議案第43号平成25年度防府市水道事業会計予算

議案第44号平成25年度防府市工業用水道事業会計予算

議案第45号平成25年度防府市公共下水道事業会計予算

○議長（行重 延昭君） 議案第43号から議案第45号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 議案第43号、議案第44号及び議案第45号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第43号平成25年度防府市水道事業会計予算につきましては、予算書5ページにお示しをいたしておりますように、第2条の業務の予定量では給水戸数を4万5,806戸、年間総給水量を1,341万立方メートル、一日平均給水量を3万6,740立方メートルとし、建設改良事業費を6億4,726万2,000円とそれぞれ定めようとするものでございます。

第3条以下の予算内容は、この業務の予定量を大綱としてそれぞれ収入及び支出を見込み編成いたしております。

はじめに、第3条は、収益的収入予定額を20億9,596万5,000円に、支出予定額を19億86万3,000円と見込んでおります。

第4条では、資本的収入予定額を5億2,338万円、支出予定額を14億2,508万3,000円と見込み、差し引き不足額9億170万3,000円を括弧書きでお示しをいたしておりますように、損益勘定留保資金等により補填を予定いたしておるものでございます。

第5条は、建設改良事業のために借り入れる企業債の限度額を3億7,900万円とし、その借入の条件等を定めようとするものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の流用を定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費及び公債費についてそれぞれお示しをいたしておるものでございます。

第8条は、野島簡易水道の建設改良に係る企業債利息の一部及び児童手当に対し、一般会計から補助を受ける額を384万2,000円とし、第9条では、たな卸資産の購入限度額を3,430万3,000円としております。

以上、平成25年度の予算についてその概要を申し上げましたが、次に事業面について御説明申し上げます。

建設改良事業につきましては、現在第4期拡張事業を推進しておるところでございますが、施設の整備拡充に努める一方、老朽化した施設の改良や耐震化対策、漏水防止対策にも積極的に取り組むとともに、新たに給水タンク車を1台配備して応急給水体制の充実を図ってまいります。

また、防府市水道ビジョンに沿って、信頼性の高い水道を次世代に継承していくための施策の柱となる「安心・快適な給水の確保」、「運営基盤の強化と御客様サービスの向上」、「災害対策の充実」、「環境対策の強化」等を一層進めてまいります。

次に、議案第44号平成25年度防府市工業用水道事業会計予算につきましては、予算書35ページにお示しをいたしてありますように、第2条の業務の予定量では、年間総給水量を547万5,000立方メートル、一日平均給水量を1万5,000立方メートルとし、建設改良事業費を561万8,000円とそれぞれ定めようとするものでございます。

第3条は、収益的収入予定額を1億4,764万6,000円、支出予定額を1億2,742万円と見込み、第4条では、資本的支出予定額を783万8,000円と見込んでいるものでございます。

第5条は、予定支出の各項の経費の流用を定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費についてお示しをいたしておるものでございます。

第7条では、たな卸資産の購入限度額を167万円としております。

本年度も施設の維持管理に万全を期し、安定供給に努める所存でございます。

次に、議案第45号平成25年度防府市公共下水道事業会計予算につきましては、予算書57ページにお示しをいたしてありますように、第2条の業務の予定量では、処理区域内人口を7万3,940人、年間総処理水量を1,291万9,000立方メートル、一日平均処理水量を3万5,395立方メートルとし、建設改良事業費を26億5,

1 8 3 万 4, 0 0 0 円とそれぞれ定めようとするものでございます。

第 3 条以下の予算内容は、この業務の予定量を大綱としてそれぞれ収入及び支出を見込み編成いたしております。

第 3 条は、収益的収入予定額を 2 1 億 6, 7 4 2 万 2, 0 0 0 円に、支出予定額を 2 0 億 8, 4 0 2 万 9, 0 0 0 円と見込んでいるものでございます。

第 4 条では、資本的収入予定額を 2 6 億 2, 2 0 3 万 3, 0 0 0 円、支出予定額を 3 6 億 2, 0 3 9 万 4, 0 0 0 円と見込み、差し引き不足額 9 億 9, 8 3 6 万 1, 0 0 0 円を、括弧書きでお示しをいたしておりますように損益勘定留保資金等により補填を予定いたしております。

第 5 条は、平成 2 5 年度、2 6 年度の 2 カ年での継続費を 5 8 ページの表中のとおり定め、第 6 条は、平成 2 5 年度に設定いたします債務負担行為を 5 8 ページの表中のとおり、それぞれ定めようとするものでございます。

第 7 条は、建設改良事業のために借り入れる企業債の限度額を 1 5 億 1 5 0 万円とし、その借入の条件等を定め、第 8 条では、平成 2 5 年度中の一時的な資金不足を補うための借入金の限度額を 1 5 億円とするものでございます。

第 9 条は、予定支出の各項の経費の流用を定め、第 1 0 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費についてお示しをいたしております。

第 1 1 条は、分流式下水道等に要する経費等に対し、一般会計から補助を受ける額を 7 億 3, 2 0 8 万 9, 0 0 0 円と定めようとするものでございます。

以上、平成 2 5 年度の予算についてその概要を申し上げましたが、次に事業面について御説明を申し上げます。

建設改良工事につきましては、衛生的で快適な生活環境を確保するため、中関、西浦、牟礼、右田、富海地区等へ污水管渠の布設を行い、処理区域の拡大に努める一方、老朽化した浄化センターの設備の増改築や長寿命化実施設計の作成を行ってまいります。

また、勝間地区や防府駅前中央排水区の排水路等の整備並びに勝間ポンプ場の建設事業を引き続き実施してまいります。

なお、上下水道事業につきましては、窓口一元化による市民サービスの向上を図るとともに、効率的な組織運営を行い、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

以上、御説明申し上げました各会計における平成 2 5 年度の予算の詳細につきましては、予算実施計画以下の附属書類でお示しをいたしておるとおりでございます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、なお審査の要があると認めますので所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第43号から議案第45号までの3議案については環境経済委員会に付託と決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は、3月6日、午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。長時間お疲れでございました。

午後3時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年3月4日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 三 原 昭 治